

# 明峰素哲の生涯とその功績(四)

——瑩山門下の僧録として永光寺・大乗寺を担つた曹洞禪者——

佐 藤 秀 孝

## 水見の海慧山光禪寺への入院

光禪：且越中州檀越、再請帰<sub>ニ</sub>光禪。師亦一生所持之辨財天、奉<sub>ニ</sub>安唐嶋。地主像王権現、契<sub>ニ</sub>寺鎮守、永転<sub>ニ</sub>食輪、終為<sub>ニ</sub>円寂之地。師隨處大興<sub>ニ</sub>礼樂、廣揚<sub>ニ</sub>玄化、謝<sub>レ</sub>事經行。洞谷：且越中光禪寺、請<sub>ニ</sub>第一祖。松岸旨淵和尚自在<sub>ニ</sub>二世。扶桑：嗣後開<sub>ニ</sub>法于（大乘及永光・）光禪、三坐道場、而名流<sub>ニ</sub>遐迹。

延宝：（住<sub>ニ</sub>大乘、移<sub>ニ</sub>永光）<sub>レ</sub>越之光禪寺、為<sub>ニ</sub>第一世。

本朝：（遂住<sub>ニ</sub>大乘、尋移<sub>ニ</sub>永光）<sub>レ</sub>越之檀越、<sub>レ</sub>越之光禪寺、延為<sub>ニ</sub>開山始祖。三坐道場、風規真密、參徒帰心。

諸祖：（師受<sub>レ</sub>命礼辭、帰住<sub>ニ</sub>大乘）<sub>レ</sub>又遷董<sub>ニ</sub>（能之永光・）<sub>レ</sub>越之光禪。故有<sub>ニ</sub>三坐道場之名、流<sub>ニ</sub>播寰宇。

聯燈：謝<sub>レ</sub>事經行至<sub>ニ</sub>越中、<sub>レ</sub>越中<sub>ニ</sub>光禪寺棲焉。

源流：（遂住<sub>ニ</sub>大乘、尋移<sub>ニ</sub>永光）<sub>レ</sub>又開<sub>ニ</sub>越之光禪。

大乘：（尋董<sub>ニ</sub>永光、延元二年住<sub>ニ</sub>本山）<sub>レ</sub>後開<sub>ニ</sub>山越之光禪。

素哲は能登酒井保の洞谷山永光寺から加賀押野荘の東香山相樹林大乗寺へと遷住し、久しく瑩山門下の僧録として化導を敷いていたわけであるが、その後、大乗寺を退いて越中（富山県）射水郡下庄水見に存した海慧山光禪寺に遷住<sup>(1)</sup>入院することになる。すでに述べたごとく水見の光禪寺は現今の大富山県水見市丸の内（もと射水郡水見町中町）に存し、山号を海慧山（または海恵山）と称している。素哲が光禪寺の開山になつている事実は燈史・僧伝などの等しく伝えるところであるが、実際に如何なる事情で光禪寺を創建したのか、その際に素哲を外護して伽藍建立に尽力した檀越などが特別に存したのか、素哲が光禪寺に住持していた期間はどれほどであつたのかなど、具体的な動向<sup>(2)</sup>という点になると、判然としていないところがきわめて多い。

卷一軸にした伝記史料が木箱に収められて現存しており、光禪寺を通した開山素哲と法嗣で二世の松岸旨淵に関する足跡がまとめられている。この両史料は『越中古文書』巻一〇「氷見光禪寺書類」にも載せられているが、光禪寺に所蔵される両史料を収めた蓋の表には「光禪開山老和尚行状記並二代和尚小行実記」と記され、蓋の裏には「前光禪宝円東堂寂菴叟寄附焉」とあるから、まさに丘山派下（珠巖派）の寂庵道光（？—一七五五）が金沢の護国山宝円寺の東堂（隠居）として「光禪二代和尚小行実記」（あるいは単に「光禪寺二代松岸禪師伝」とすべきか）を撰して後、自ら光禪寺に寄贈したものであることが判明する。以下、『旨淵の伝記史料』については、一応、道光の表記に基づいて「光禪二代和尚小行実記」と略称することにしたい。

ところで、「光禪開山老和尚行業記」においても、素哲が光禪寺に入院する消息としては、

且らく越中州の檀越、再び請して光禪に帰せしむ。師、亦た一生所持の弁財天もて、唐嶋に奉安す。地主像王權現、寺の鎮守に契い、永く食輪を転じ、終に円寂の地と為す。師、隨處に大いに礼樂を興し、広く玄化を揚げ、事を謝して経行す。

という僅かな記載が存しているにすぎない。しかも住山した年時などが記されておらず、この点は他の燈史や僧伝においても一切その間の事情を審らかにしていないのであつ

て、きわめて不可解といつてよい。まして越中の檀越が再び請して素哲を光禪寺に帰せしめたと述べていながら、「光禪開山老和尚行業記」自体にはそれ以前に素哲が如何に光禪寺と関わりを持っていたのかを何ら記しておらず、光禪寺創建にまつわる記事が全く見られない。また素哲を再び請したという越中の檀越についても具体的に如何なる人物を指しているのか、その具体的な対象者が定かでないのであり、これらの記載は問題を含む内容といえよう。

では、そもそも從来の燈史や僧伝においては、素哲と光禪寺との関わりをどのように伝えているのであろうか、それぞれの記載内容について整理してみることにしたい。

『洞谷五祖行実』によれば「且らく越中の光禪寺、第一祖に請す。松岸旨淵和尚、自ら二世に在り」と記されており、越中の光禪寺が素哲を第一祖に拝請したことと、法嗣の松岸旨淵が自ら第二世に就いたことを伝えている。『本朝高僧伝』でも「越の檀越、光禪寺を剱め、延いて開山始祖と為す」とあり、ここでは越中に特定の檀越があつて光禪寺を創建し、素哲を延請して開山始祖となしたとされる。これらの中述からすると、越中氷見の地に光禪寺を創建して素哲を開山第一祖に招くだけの有力な外護檀越が存したことになり、素哲自身が独自に光禪寺を開創したことにはされていない。しかも『洞谷五祖行実』の表現からすると、

実際に光禪寺を開創したのは法嗣の旨淵であつて師の素哲を勧請開山に迎えたかのごとき意にも解されよう。

これに対して、『延宝伝燈錄』では「越の光禪寺を創めて第一世と為る」とあり、素哲が自ら光禪寺を創建して第一世に就いたものと解している。『大乘聯芳志』でも「後に越

の光禪を開山す」とあり、素哲が後年に自ら光禪寺を開山したと記している。『延宝伝燈錄』『大乘聯芳志』によるか

ぎり、素哲自身が永見に赴いて光禪寺を建立していることになろう。一方、『洞上聯燈錄』においては「事を謝して経行して越中に至り、光禪寺を創めて焉れに棲む」とあって、大乗寺住持職の事を謝して後、越中に経行した素哲が光禪寺を創建して隠棲したことになっている。『洞上聯燈錄』に

と記されており、ここでは光禪寺が建立されたのを明確に嘉暦二年（一三三二七）六月であつたと伝え、永平寺の開創より八四年目に当たることを明記している。<sup>(3)</sup> 同じく『永光寺中興雜記』には「日本第四本寺」として、

光禪寺、永光末寺。開山明峯和尚。明峯派本寺。

と記されているから、素哲によつて草創された光禪寺は早くから永光寺の末寺として位置付けられるとともに、明峰派の本寺という格式を得て機能していたらしい消息が知られる。<sup>(4)</sup> 永光寺としても光禪寺が素哲自身の開創になる特別の寺院として重視せられていたことになろう。

ただし、石川県立図書館所蔵『貞享二年寺社由緒書上』「越中分」の「光禪寺」の項には、光禪寺の梅隱なる者が貞享二年（一六八五）五月二六日に記した記事として、  
當寺開闢者、嘉暦元年丙寅、至當歲三百五拾九年ニ罷成候。開山者、瑩山和尚上足明峯和尚ニ而候。當寺者已然より  
とつて大乗寺を退いて後の閑居地のごとき意味合いを持っていたことになろう。

このように光禪寺の開創と開山素哲の入院に関しては、諸史料の記述がそれぞれ微妙に相違した表現を用いており、細かく見るとわずかな記事内容の中でも一致しない箇所が多いわけである。ところで、『永光寺中興雜記』の「本寺開闢之次第」においては、

光禪寺、同御宇嘉暦二年丁卯六月建立也。自永平丁卯八十  
四年、在越中永見。

伝候墨付之物無し之候故、檀越之发起人茂知不申候。

とあるから、光禪寺の開創に関しては嘉暦元年（一二三二六）<sup>(5)</sup>であつたとする説も存していきことになろう。また江戸初期の時点でも「檀越の发起人も知り申さず候う」と記されており、光禪寺の開基が誰であつたのかがやはり不詳とされている。

一方、これと別に光禪寺には年時は不詳ながら江戸期に光禪寺から射水郡高岡（いま高岡市関本町）の高岡山瑞龍寺に提出された「越中氷見海恵山光禪寺」の由緒が伝えられているが、そこにも素哲が光禪寺と関わった消息として、

当寺開闢元祖明峯素哲禪師者、日域曹洞之第一祖永平五世之的孫、洞谷紹瑾和尚上足也。師之道儀、達後醍醐上皇歎聞、降施甚渥多。嘉暦年中創七堂伽藍、塔頭・寮舎構于四方、其勝地隱無御座候。上古之仏殿本尊釈迦文仏之像、脇立迦葉・阿難之像、并玉泉院様被遊御寄進法衣九条之袈裟、于レ今在之候。

という記載が存しており、この記事は『越中古文書』卷一

○「氷見町光禪寺書類」にも収録されている。そこに記すところによれば、光禪寺は素哲を開闢元祖として鎌倉末期の嘉暦年間（一二三二六—一二三二九）に七堂伽藍が創建され、さらに塔頭（素哲の廟所）や寮舎が寺内の四方に構えられたとされ、上古の仏殿の本尊である釈迦牟尼仏と脇侍の摩訶

迦葉・阿難陀の二尊者を含めた釈迦三尊像も存していたことが伝えられている。<sup>(8)</sup>ただし、嘉暦年間にすでに後醍醐天皇との関わりが存したとする記載には無理があり、また開創の当初から七堂伽藍が整っていたという内容も問題であろう。さらに後に触れるごとく「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」によれば、兵部卿親王すなわち護良親王が七堂伽藍を建立して祈願所とし、境内一里四方に寺領三〇〇余石を寄進したと伝えられるが、その消息の歴史的真偽も明確でない。

いずれにせよ、これらの記事を総合して窺えることは、素哲が正中二年（一二三二五）八月に師の瑩山紹瑾の後席を継承して能登の永光寺に住持した二年後か三年後には、地理的にも近い越中氷見の海浜に何らかのかたちで光禪寺を創建していることは疑いなかろう。現今、光禪寺の寺伝においては草創を嘉暦二年六月とする説に立っているが、その一方でほかにも北朝の暦応元年（南朝の延元三年、一二三二八）<sup>(10)</sup>であつたとする伝承なども存していたようである。

もつとも素哲の活動に先立つて同門の壺庵至簡がすでに正中元年（一二三二四）に同じ越中射水郡の上莊池田（いま氷見市久目）に大雄山紹光寺を創建していることが知られる。至簡が北朝の暦応四年（南朝の興国二年、一二四一）に示寂して後、紹光寺は高弟の瑞翁超源から法孫の梅庵至芳へと繼

承され、檀越の三善朝宗の帰依を得て壺庵下の拠点の一つとして維持されていくのである。ちなみに紹光寺には第三世の梅庵至芳が北朝の応安二年（南朝の正平二十四年、一三六九）に自作したとされる「木造開山壺庵禪師坐像」一軀が奉安されている。<sup>(12)</sup>

ところで問題なのは、「光禪開山老和尚行業記」において素哲の光禪寺開創に関する記載を述べていないのに対し、寂庵道光が「光禪二代和尚小行実記」においては光禪寺の創建に関わる記事として「嘉曆二年、補席光禪」と記していることであつて、ここでは明確に嘉曆二年に法嗣の松岸旨淵が光禪寺の住持に就任している消息が伝えられている。この記述によるならば、光禪寺開創とともに素哲は自ら開山として住持に就くことはせず、法嗣の旨淵に光禪寺の第二世住職としての全権を委ねていたことになろう。さ

らに「光禪二代和尚小行実記」によれば、

曆應庚辰、師莅洞谷六代法席也。玄侶腰包、憧憧競謁。

という記事が存しているから、旨淵は北朝の曆應三年（南朝の延元五年・興國元年、一三四〇）には光禪寺住持を退いて永光寺第六世に陞住していることが知られる。この点は永光寺第五世の壺庵至簡との関わりから年時に若干の疑点も存在しているが、この頃に旨淵が鎌山下の法孫として初めて永光寺に陞住していることは疑いなかろう。ただし、輪住制

を敷いて間もない永光寺に旨淵が住持していたのはわずか一ヶ年ほどであつたものと見られるから、輪住期間を終えた旨淵は再び光禪寺に帰山したのかも知れない。

ところが、素哲は晩年に至つて何らかの事由で大乗寺住持の座を退いて、実際に光禪寺に赴くことになつたものらしい。それまで単なる招請開山であつたと見られる素哲は、このとき正式に光禪寺の住持として入院開堂しているわけであろう。そのため、「光禪開山老和尚行業記」では「且らく越中州の檀越、再び請して光禪に歸せしむ」という不可解な表現を用いているものと推測される。

残念ながら素哲が光禪寺に再住のかたちで入院した時期については何れの伝記史料も明確に伝えていない。状況からすると素哲は老境に達して繁多な大乘寺の住持職を辞し、光禪寺において自由な学人接化を目指したものであらうから、時期的には七〇歳をいくぶん越えた北朝の貞和年間（一三四五—一三五〇）の初め頃のことではなかろうか。この点、注目すべきは「光禪開山老和尚行業記」の撰者である寂庵道光が、すでに触れたごとく別に「通幻和尚人事考」において、

明峯祖師、正中二年八月住洞谷、踰一紀。以延元二年、移大乘、經曆應康永之年。貞和初歲、舉無漏崇公令繼席云。

と記していることであろう。道光は「光禪開山老和尚行業記」を撰してより数一〇年を経た時点で、果たして如何なる史料に基づいて「延元二年を以て大乗に移り、暦応・康永の年を経たり。貞和の初歳、無漏崇公を挙して席を継がしむ」と記しているのであろうか。道光が基づいた史料については定かでないが、若い頃に撰した「光禪開山老和尚行業記」の内容を変更している事実を思えば、その後に知り得た何らかの記事によつて年時を確定しているはずであろう。「通幻和尚人事考」によれば、素哲は大乗寺に入院してより暦応年間（一二三八—一二四二）から康永年間（一二四五—一二五九）にかけて住持として積極的な活動を展開していくが、貞和年間の初めに法嗣の無漏素崇（一二三〇九—一二五九）に大乗寺の後席を譲つて退院していることになろう。大乗寺に伝わる素哲に関わる文書としては、すでに述べたごとく貞和二年四月に富樫家善が寺の境内地を定めた寄進状があり、また素哲が加賀河北郡の道満寺に与えた置文も同年五月になされており、ともに住持として素哲の名で記されているから、その頃までは住持であつたことは疑いない。しかしながら、それ以降の文書で明確に素哲を大乗寺住持と記すものが現存していないことからすると、素哲が大乗寺を退転したのは貞和二年五月以後まもない頃ではなかつたかと推測される。

しかしながら、この記事をもつて直ちに住持職が素哲より素崇へと移行したと見るのも早計であつて、後に触れるごとく素哲の喪記である『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』の記事などからすると、素崇が正式に大乗寺の住持に就任するのは素哲が示寂した直後のことであり、貞和年間の時点においては素崇はまだ大乗寺の正式な住持には就任していなかつたと見なければならない。おそらく素崇は素哲より大乗寺の留守を守る監寺（看司）のごとき立場を任せていた<sup>14)</sup>というのが実情であつて、素哲としては大乗寺住持の座を退いたとはいっても、実質的には大乗寺住持を兼務するかたちで光禪寺へと赴いているのではなかろうか。いずれにせよ、道光の「通幻和尚人事考」からすると、素哲は貞和年間の初めに名目上ながら繁瑣な大乗寺住持の座を謝し、光禪寺へと退住していることが窺われよう。

光禪寺は立場上は距離的にも程近い永光寺の末寺というかたちを取つているが、すでに述べたごとく明峰派とくに松岸系の本寺的な性格の寺院として早くから機能していたものらしく、素哲にとつて自ら開創した拠点寺院の要所であつたことは諸史料を通して窺うことができる。『続扶桑禅林僧宝伝』では「三坐道場、名は遐迹に流る」と伝え、『本朝高僧伝』では「三処の道場、風規真密にして、參徒、帰心す」とあり、『洞上諸祖伝』でも「故に三坐道場の名有り

て、寰宇に流播す」と記されている。ここにいう三處道場とか三坐道場とは、素哲が住持した永光寺と大乗寺と光禪寺という三道場を指しており、ともに寺内の風規が真密であつたため素哲の名声は天下に伝播し、多くの参学の徒がその門に帰仰したとされる。また遐迩とは遠近のことであり、素哲の名声が近隣のみでなく遠方にまで知れ渡つたことをいう。大乗寺が師翁の義介を開山とし、永光寺が先師の紹瑾を開山として、あくまで素哲の立場は世代の一人にすぎなかつたのに対し、光禪寺こそは素哲自身が開山始祖として入院した禅寺であり、この寺に寄せる素哲の思いには特別のものが存したはずであろう。

素哲が伽藍を創建した当時、おそらく光禪寺の近隣には人家も稀で松林の間から有磯の青海原が望まれたことであろうし、浦風のそよ吹く中に清淨閑寂な寺域が佇んでいたはずである。光禪寺は能登酒井保の永光寺から東へわずか二〇キロほどしか離れておらず、氷見の地は能登半島が突出する根本に富山湾に臨んで位置しており、海陸交通の要所に当たっている。素哲や旨淵らがこの地を選んで伽藍を建立している背景には、そうした当時の水陸の交通網などを意識に入れた事情が存したものと見られる。

ところで、「光禪開山老和尚行業記」によれば、素哲が光禪寺においてなした活動として「師、亦た一生所持の辨財

天をば唐嶋に奉安す」という記載が存している。これによれば、素哲は光禪寺に入院した際に、自ら一生所持してきた辨財天像を氷見の海上に浮かぶ唐嶋に奉安したとされる。唐嶋は現今も氷見新港から東三〇〇メートルの沖合に位置し、北東より南西が約六〇メートル、北西より南東が約三五メートルの橢円形をなし、石灰岩から成る標高一二メートルの小島である。比較的新しい記載ながら、光禪寺には文化元年（一八〇四）林鐘六月に光禪寺前住の幻如庵が撰した「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」という史料が現存しており、その全文は『越中古文書』の「氷見光禪寺書類」にも収められている。その中で素哲と唐嶋の辨財天に関する記載として、

光禪開祖明峰禪師、行脚の日、參籠して無上最尊法寶を收得せんことを祈誓玉ふ。靈感不虛、果して洞上の正燈を嗣続して後、三国伝來一寸八歩闊浮檀金天女の尊像を求め得て、便ち嶋上に奉安し、攸を相して氷見岸畔に草を挿み、偃息の処となす。唐嶋、鬼門に當るをもって鎮護社となし、接化利生愈弘し、檀信帰崇して道香覆ひかたし。英名早晚ク帝都達し、後醍醐天王の御宇、兵部卿親王、選高僧為國家禳兵災に、開祖またその数にあつかる。特賜田産三百余石て、香積界を賑す。終に七堂伽藍大叢林となるとかや。

という内容が記されている。光禪寺前住の幻如庵とは、時期的に見て光禪寺第三一世の如庵湛堂（？—一八一四）のこ

とを指していると推測され、この史料は湛堂が住持の座を退いて東堂（隠居）となり、第三二世の百忠烏孝（？—一八〇九）や第三三世の石筍円了（？—一八一〇）へと住持が交代していく中で撰述されたものということになる。「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」によれば、素哲がまだ行脚修行していた頃、唐嶋の地に参籠して無上最尊の仏法を修得せんことを祈願したとされ、その後、曹洞宗の正燈を嗣続することができたため、三国伝来と伝えられる一寸八歩の闇浮提檀金の天女像を求め得てこれを島上に奉安し、氷見の海岸を選んで光禪寺を建てて偃息の地となしたといふのである。辨財天女すなわち弁天はインド五河地方の河神として崇拜された天女であり、日本では弁才・財福の徳があるとされ、湖辺や海辺に祀られることが多い。しかも唐嶋があたかも光禪寺の鬼門の方向に当たっていたことから、素哲はこの島を光禪寺の鎮護社となし、学人の接化と衆生の済度に邁進し、広く檀信の帰崇を得たと記されている。「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」の記載は後代のものであることから、どこまで史実として成り立つかは問題であろうが、氷見港に望む光禪寺と氷見海上に浮かぶ唐嶋を無関係とする方が不自然であり、素哲が唐嶋に辨財天を祭つたというのは事実であろうと推測される。

ところで、当時、氷見の唐嶋と関わった禅者は素哲のみ

ではなく、かつて素哲が参考した法燈派の恭翁運良もまた唐嶋にその足跡を残しているらしい。すなわち、「仏林恵日禪師行状」によれば、

氷見海濱有岩石屹平波心。師於其尖上、建石浮圖。蓋  
師之心、欲來往舟船乃至海中鱗介之類、游泳于塔影  
者、共得結縁也。

という記載が見られ、運良が氷見の海浜に屹立した岩石に石塔を建てて往来する船舶の目印となし、この地方で最初の灯台となした消息を伝えている。氷見の海浜に屹立していた岩石とは唐嶋のことにはかならず、<sup>18</sup>石浮図とはおそらく石仏ではなく石塔のことを指していよう。しかも運良の事跡もその背景にはやはり船舶の交通網や富山湾の漁民を意識に入れた同様の発想が見られる。時期的に運良が唐嶋に石塔を建立したのは越中放生津（いま新潟市放生津）に黄龍山興化寺（興化護国禅寺）を開創した前後の頃、すなわち運良の晩年に近い時期と見られるから、素哲が唐嶋に辨財天を奉安したのとほぼ同じ頃のことと推測される。

さらに「光禪開山老和尚行業記」には、唐嶋と辨財天像との関わりにつづいて、

地主像王権現、寺の鎮守に契り、永く食輪を転じ、終に円寂の地と為す。師、隨處に大いに礼樂を興し、広く玄化を揚げ、事を謝して経行す。

と記されており、光禪寺における素哲の化導の一端が伝えられている。これによれば、素哲は地主像王権現を光禪寺の鎮守とし、人々の信仰を集めて寺の經營の足しにしたものがらしく、しかも光禪寺を円寂の地と定めている。円寂の地とは自らが最期を迎える地ということであり、素哲が大乗寺や永光寺ではなく光禪寺をもつて終焉の場所と定めたことを意味している。

ところで、ここにいう地主像王権現というのが如何なる尊像なのかは定かでないが、地主とは土地神の意と見られ、権現とは仏菩薩が仮に神として垂迹して化身を現じたものである。一に地主像王権現とは光禪寺に現存している木造地蔵菩薩立像のことではないかとも推測される。この地蔵菩薩像は藤原時代（平安後期）の作と伝承され、桧造り五四・五センチの一木造・彫眼の立像であり、古くより光禪寺の近隣に信仰されていたものらしく、昭和一三年九月六日に起こった氷見の大火にも開山素哲の木造とともに焼失の難を逃れている。<sup>(20)</sup>

いま一つ考えられるのは、像王権現が大和（奈良県）吉野の金峰山藏王堂の本尊で、修驗道で奉られる藏王権現のこととをしている可能性が存することである。藏王権現は古く役小角（役行者、？—六九九？）が金峰山で修行中に祈り出したものとされるが、経規などにも根拠が見られない。

一般に藏王権現は一面三目二臂で忿怒の相をなし、頂上に三髪冠、右手に三鉢杵を振り上げ、右手を腰に据え、右足を上げて躍り上がった形像をしてい。<sup>(21)</sup> 仮に素哲が光禪寺の鎮守として藏王権現を寺内に祀つたとすれば、あるいは光禪寺の前身のごとき堂宇がもともと存し、そこに奉安されていた藏王権現像を引きつづき境内に留め置いたものかも知れない。

いずれにせよ、素哲が地主像王権現の尊像を光禪寺の護伽藍神として鎮守したところ、人々から厚く信仰されるようになつたため、寺の經營面に益するところが大であつたとされる。食輪を転ずるとは、ここでは尊像に対する信仰が高まつて多くの檀信の布施が寄せられ、参禪辨道する住持から修行僧らに至る山内の出家者が法輪を転ずるために食を得ることが可能となり、広く寺院の經營面が充実して住僧の飢えを満たしたことをいう。檀信の布施（財施）で食輪が転ぜられることで、出家者は檀信に法門を説示して法輪が転ぜられるのであり、この食輪と法輪の二輪が充分に転ぜられてこそ寺門は隆盛へと向かうことができる。<sup>(22)</sup>

この点は「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁起」において、素哲らの活躍によつて光禪寺には朝廷より田産三〇〇余石が下賜され、香積界を賑して七堂伽藍の整つた大叢林となつたと記しているのも符合しよう。ただし、「光禪二

代和尚小行実記」に、

繼元弘之乱、峰令<sub>ニ</sub>師而同<sub>ニ</sub>禳<sub>ニ</sub>兵災。正慶二年癸酉、後醍醐帝重祚、建武之間、帝有<sub>ニ</sub>紹、而於<sub>ニ</sub>州郡内<sub>ニ</sub>割<sub>ニ</sub>莊田<sub>ニ</sub>贍<sub>ニ</sub>庫堂。

とあるから、光禪寺が後醍醐天皇より莊田を下賜されたの

は建武年間のことであり、素哲がこれにかなり関与していたのは窺えるものの、実際にこのとき住持を勤めていたのは松岸旨淵であつたことが記されている。いずれにせよ、

「光禪開山老和尚行業記」によれば、再住した素哲は光禪寺

を円寂の地と定めたことを伝えているが、これは晩年の素哲が光禪寺を自派の拠点として位置付けようとした点を強調したものであろう。

さらに「光禪開山老和尚行業記」には「師、隨處に大いに礼樂を興し、廣く玄化を揚げ、事を謝して經行す」とい

う記事が見られるが、これは素哲が永光寺・大乘寺・光禪寺のみでなく、到るところで大いに禪の礼樂すなわち威儀作法を興し、諸地に布教教化を施した事実をいうのである。

事を謝するとは素哲が晩年に煩瑣な住持職を退いて自由な身であつたことをいい、經行とは諸地を行脚歴遊して法を説いた消息を伝えたものであろうか。謝事を一に詠事とする説も存するが、詠事経行であれば素哲が各地を往来して仏法を語り示した消息を述べたものということにならうか。<sup>(23)</sup>

ところで、素哲が光禪寺でなした活動の一端を伝えるものとして、『続日域洞上諸祖伝』卷一「禪昌寺慶屋定紹禪師伝」には、素哲の法孫に当たる慶屋定紹（一三三九？—一四〇七）の参学修道について、

師諱定紹、慶屋其字也。能州長氏子。幼而慕<sub>ニ</sub>僧儀、深求<sub>ニ</sub>出家、双親不<sub>レ</sub>聴。二十七歳、侍怙相繼亡矣。師悲哀過<sub>レ</sub>禮。於是礼<sub>ニ</sub>光禪明峰和尚、祝髮納戒。及<sub>ニ</sub>峰遷化、訪<sub>ニ</sub>徹山廓和尚於加之大乘。

と伝え、『洞上聯燈錄』卷四「防州法幢山禪昌寺慶屋定紹禪師」の章でも、

能州長氏子。幼而慕<sub>ニ</sub>僧儀、深求<sub>ニ</sub>出家、双親不<sub>レ</sub>聴。二十七歳、侍怙相繼亡矣。師悲哀過<sub>レ</sub>禮。於是礼<sub>ニ</sub>光禪明峰、祝髮納戒。及<sub>ニ</sub>峰遷化、訪<sub>ニ</sub>徹山和尚於大乘。

と載せられており、この人が光禪寺の素哲に随侍した消息を伝えている。定紹は素哲より珠巖道珍さらに徹山旨廓（？—一三七六）と嗣承する旨廓の法を嗣いでいるから、実際に素哲の曾孫に当たっているが、法統の祖である素哲に参学して得度の小師となつたという。能登の豪族長氏の出身であつた定紹は幼い頃より僧儀を慕つて出家を求めていたが、両親は彼の願いを容易に許さなかつたとされる。二七歳のときに父母が相次いで没したため、ようやく定紹は光禪寺の素哲を礼して出家剃髪し、受戒して禅僧となつたと

記されている。<sup>(24)</sup>

『続洞上諸祖伝』や『洞上聯燈錄』によれば、定紹は応永一四年（一四〇七）六月二〇日に世寿六九歳、法臘四三歳で坐化したとされるから、逆算するとその生年は北朝の暦応二年（南朝の延元四年、一三三九）であつたことになり、素哲の示寂当時ですら僅か一二歳にしかならない。ところが、両史料ともに定紹が素哲を光禪寺に訪ねて得度受戒したのを二七歳のことと伝えており、明らかに矛盾する内容となつていて。また燈史・僧伝のいうごとく紹定が二七歳で受戒したとする、その年は北朝の貞治四年（南朝の正平二〇年、一三六五）であつたとしなければならず、すでに素哲が示寂して一〇数年の歳月が経過していたことになる。定紹が二七歳で光禪寺の素哲に参じたというのが史実であれば、当然ながら定紹の生年は從来いわれているより早かつたと解さなければならぬ。仮に素哲が示寂した年に定紹が二七歳であったとしたならば、その生年は正中元年（一三三四）であつたことになり、おそらくそれより若干は遡ると推測される。ただ、その後に定紹が参じたのが大乗寺第五世（実際には第一一世か）となつた徹山旨廓であることから、光禪寺で素哲に就いて得度出家から受戒までもなしたとすれば、素哲の最晩年の頃の「でき」とであつたと解さなければならぬ。

光禪寺の世代は素哲の後にその高弟である松岸旨淵が第二世となつており、『大乘聯芳志』「前住松岸旨淵和尚」の章には、

加州人。嗣<sub>ニ</sub>法明峰哲。始董<sub>ニ</sub>永光及光禪、尋住<sub>ニ</sub>本山。後開<sub>ニ</sub>山能之光恩、無<sub>レ</sub>幾又遷<sub>ニ</sub>永光。貞治二年六月五日寂。法嗣<sub>ニ</sub>員、照菴智鑑・徳翁正呈・玉泉言。出<sub>ニ</sub>淨住古記。

と記されている。ただし、旨淵は素哲に先んじて光禪寺住持を任されており、これと前後して播磨（兵庫県）美嚢郡吉河（いま美嚢郡吉川町楠原）の吉河山永天寺を開創しており、その後に永光寺の第六世に輪住となつているものらしく、さらに素哲の示寂した直後に大乗寺の第六世へと陞住している。したがつて、素哲の示寂した後は旨淵ではなく、すでにその法嗣である徳翁正呈（正貞とも、？—一三七四）が光禪寺の第三世として入寺していたのかも知れない。その後も光禪寺は第四世の雪庭素祥（？—一三九五）から第五世の宝国宗珍（？—一四四六）や第六世の覺窓守勤（守勲とも、？—一四五八）さらに第七世の盧山宗遠（？—一四八一）と次第しており、松岸下の徳翁正呈の門流によつて独占的に維持継承されて後世へと展開したことが知られる。

光禪寺伽藍は戦国期に兵火に罹つて一旦は焼失したもの、江戸初期の承応三年（一六五四）頃に加賀藩第三代藩主の前田利常（一五九四—一六五八）より寺領を拝領し、江戸

中期の元禄年間（一六八八—一七〇三）には明峰派円山下の月潤義光（一六五三—一七〇二）が第一九世として諸堂宇を再建している。義光は光禪寺の中興開山と称されており、

また義光の法を嗣いだ全源亮湛（？—一七三七）が第二〇世に住持し、「光禪開山老和尚行業記」や「光禪二代和尚小行実記」を撰した寂庵道光も亮湛の法を嗣いで第二一世の住持として活躍している。

しかしながら、その大伽藍を誇った光禪寺も昭和一三年

（一九三八）九月六日に起こった氷見の大火によつて類焼し、再び堂宇が灰燼と帰している。このとき寺内に存した寺宝のいくつかは辛うじて難を免れていたが、焼失の憂き目に遭つたものも多かつたと推測される。今日、光禪寺に所蔵

されている木造の「開山明峯禪師坐像」一軀は丈が一〇八

センチ、寄木造りで玉眼・彩色の尊像であるが、残念ながら江戸期の作と推定されている。とはいへ、その姿はおそらく以前に光禪寺に存した素哲坐像に基づいて模刻されてゐるはずであろうから、かなりの面で往年の素哲の真影を伝えているものと見られる。

ところで、『越中古文書』巻一〇「氷見光禪寺書類」に載る「光禪寺所藏品等」の文書には、光禪寺に所蔵されている品々の名と簡略な解説が記されている。その中で開山の素哲にゆかりの品目について挙げて見るならば、およそ

ぎのことくなろう。

一、当山開祖執持払子。 壱。

開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト。

一、青磁鉢。 同上。

一、同花瓶。 同上。

一、大仏頂首楞嚴神咒。開山和尚筆。 壱冊。

一、辨道話。道元禪師筆ヲ模写セシ物ナリ。 壱冊。

一、仮名法語。明峰和尚作并筆。 壱幅。

卷末ニ建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書トア  
リ。

別ニ享保中写シノ横巻アリ。

一、巖竹ノ傍ニ童子ノ図。落款、素哲筆、印。明峰和尚筆。  
壹幅。

黄檗南源贊。

この『越中古文書』は加賀藩編集方によつて江戸末期から明治期においてなされた調査の記録であり、「光禪寺所蔵品等」の記載は当時の光禪寺に所蔵されていた素哲ゆかりの品々として如何なるものが存したかについて貴重な消息を伝えている。<sup>(25)</sup>これらの品々は昭和一三年九月に起こつた氷見の大火においても辛うじて類焼を免れたものが存しているが、一方で灰燼に帰した品も見られる。そこで以下、この記述に基づいてそれぞれの什物に関して一通りの考察をなしておくことにしたい。

最初に挙げられる当山開祖として素哲が所持していた払子、それに青磁の鉢と花瓶という三品については「開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト」と注記されている。いずれも素哲が中国江南の明州（浙江省）慶元路鄞県東の天童山景德禪寺より賜つたものとされ、<sup>(26)</sup> 事実とすれば年代的に元代以前の品々ということになろう。この点はすでに触れたごとく素哲がかつて修行期に入元して江南の禅林を歴遊したらしい消息を伝えるものなのかな、それとも何らかの事情で天童山から贈られたものなのかなは定かでない。

実際に光禪寺には天保三年（一八三二）の箱書きを持つ開山素哲執持の払子が伝えられており、柄長二五センチ、毛長五一センチとなっている。また光禪寺には明代の作と推定される端正な趣きを有する青磁器三口も伝えられている。青磁の双魚文鉢一口は径二八・五センチ、高さ六センチであり、同じく青磁の象炉一口は総丈一四センチであつて、この二品はともに明代の作と推定されている。<sup>(27)</sup> また青磁の花瓶一口も総丈二五センチであるが、これは製作年代は定かでない。これらの品々が如何なる事情で光禪寺に所蔵されるに至つたかは明確ではなく、元代の作であれば素哲との接点も認められようが、明代の品ということになれば素哲が示寂して以降に光禪寺にもたらされたものということになる。ただ、素哲の法嗣である大智が入元して江南禅林

を巡り、天童山にも掛搭している事実が知られるから、あるいはここに挙げられた払子・青磁鉢・青磁花瓶の三点が元代後期の作であれば、大智との関わりで光禪寺に置かれることになった品々であった可能性も存ししよう。

つぎの「大仏頂首楞嚴神咒」も「開山和尚筆」とあるから、光禪寺には素哲が書写した『大仏頂滿行首楞嚴陀羅尼』すなわち『楞嚴咒』一冊が寺宝として所蔵されていたことが知られる。実際に光禪寺には開山直筆と伝承される『大仏頂首楞嚴神咒』袋綴一冊が伝えられており、これを収めた箱書きには享保二年（一七一七）の年記が存しているから、当時すでに開山素哲の遺品として伝承されていたことが知られる。『楞嚴咒』は禪宗で尊重読誦された典籍であり、瑩山紹瑾の『瑩山清規』すなわち『能州洞谷山永光禪寺行事次序』によれば、すでに四月三日の衆寮諷經、四月一五日から七月一五日までの夏安居中（制中）になされる楞嚴会、また涅槃会・灌仏会・成道会の三仏忌や達磨忌などの仏祖忌、さらに亡僧の龕前諷經や山頭念誦などにおいて、『楞嚴咒』が頻繁に読誦されていることが知られるから、素哲も光禪寺の諸行事において『楞嚴咒』を常用していたものと見られる。<sup>(29)</sup>

道話』一冊が所蔵されていたらしいことが知られる。いうまでもなく『辨道話』は南宋より帰国した道元が早々に自らの正法を表明するために撰した著述である。光禪寺に所蔵されていた『辨道話』が素哲自身の筆写になるものか否かは明示されていないが、おそらく素哲か松岸旨淵など光禪寺に住持した初期の歴代住職ゆかりの品であつたものと見られる。すでに述べたごとく素哲は永平寺ともかなり関わりを持っていた事実が知られ、自ら所持していた道元真筆『普勸坐禪儀』を寂心なる門人（あるいは檀越居士か）に付与した消息を伝える古文書も存していることから、この同じ道元真筆本に基づく『辨道話』の模写本が光禪寺に所蔵される経緯ないし背景には興味深いものを見る。ただし、この『辨道話』の写本は現今の光禪寺には所蔵されていないようであるから、すでに焼失あるいは紛失しているのであろう。

さらに「仮名法語」として「明峰和尚作并筆」とあり、巻末に「建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書」と記されていたとされるから、光禪寺には素哲が建武三年（一二三六）正月十五日に永光寺住持として自ら著作した自筆の『仮名法語』一幅が所蔵されていたらしいことが知られる。<sup>31)</sup>この素哲自筆の『仮名法語』とは、その年月日からすると肥後（熊本県）の紫陽山広福寺に現存所蔵される「智首座に

与ふる法語」と同じであることから、法嗣の大智に与えたものの控えとして素哲が永光寺に残し、やがて何らかの理由で光禪寺へと移されたものであろうか。ただし、この素哲直筆の『仮名法語』もすでに光禪寺に残されていないようである。しかも「別ニ享保中写シノ横巻アリ」とあるから、この『仮名法語』を江戸中期の享保年間（一七一六—一七三五）に模写した横巻も別に寺内に存したものらしい。実際に光禪寺には享保二年（一七一七）三月に第二一世の一如孝順（？—一七四三）が肥後（熊本県）の紫陽山広福寺に秘在する素哲直筆本を書写した「建武三年住洞谷素哲法語」一巻が所蔵されている。<sup>32)</sup>

最後に「巖竹ノ傍ニ童子ノ図」という絵画一幅が所蔵され、そこに「落款、素哲筆、印、明峰和尚筆」さらには「黃檗南源贊」という付記が存したと伝えられる。これは光禪寺に素哲が自ら筆で画いた「巖竹の傍らに童子の図」が所蔵されていた事実を示すものであり、落款には「素哲筆」として印が押され、「明峰和尚」の作であつたことが伝えられている。実際にいまも光禪寺には縦一一三センチ、横二七・七センチという紙本墨書の「竹童図」一幅が「素哲筆」と記されて所蔵されており、これが真に素哲自身の作かその複写品であるならば、素哲が日頃から絵画にも堪能であつた一面を物語り、曹洞宗における初期の禅画としてきわめ

て貴重なものということになろう。<sup>(35)</sup>ここに「黄檗南源贊」とあるのは黄檗宗祖の隱元隆琦（松隱堂・普照國師、一五九二—一六七三）の高弟で江戸初期に活躍した南源性派（非泉・松泉、一六三一—一六九二）のことであるから、それ以前から「竹童図」が素哲のものとして光禪寺山内に伝承されていたことが知られ、おそらく当時の光禪寺住持が中国から来日した性派に素哲の描いた絵画を見せ、これに賛を請うたものであろう。<sup>(36)</sup>

このほか光禪寺には素哲ゆかりの品として享保一年（一七二六）八月に永光寺から素哲の遺品として寄贈された御印一箇が存している。すなわち、光禪寺には「明峰大和尚御印付与の事」という「永光天海和尚消息」として、

〔明峯花押〕洞谷二代明峯大和尚御印、大小有二箇、内一印付与光禪現住寂庵和尚、而永室中之可為鎮護者也。

五老峯永光天海。「花押」

享保十一丙午秋八月十三日。

光禪寺和尚。

という文書が残されている。これによれば、享保一年八月一三日に永光寺第四八八世であつた天海道果（道高とも）

が素哲の印（花押）大小二箇の内、一箇を光禪寺の寂庵道光に付与している事実が知られ、その後、この落款は素哲ゆかりの品として久しく光禪寺の室内に秘蔵されてきている。<sup>(37)</sup>

素哲が生前に愛用していた花押の印であれば貴重な遺品ということになり、そうした品がこの時期に永光寺から光禪寺に付与される背景としては、「光禪開山老和尚行業記」を撰述した道光が光禪寺に住持したことに関する祝儀とも関わるものであつたのかも知れない。

これら光禪寺所蔵の品々が何度かの類焼を免れて現今に伝えられていることは、素哲の消息を知る上できわめて貴重な資料となつていて<sup>(38)</sup>。光禪寺は元禄年間（一六八八—一七〇四）に第一九世中興の月潤義光が堂宇を再建しているが、その堂宇も昭和一三年九月六日に起こつた「氷見の大火」によつて再び焼失の憂き身を見ている。その後、昭和二八年（一九五三）ないし昭和三〇年に至つてようやく伽藍が復興されているが、この大火によつて寺宝で灰燼に帰してしまつた品々も多かつたはずである。そんな中で素哲の伝記の基本となつている「光禪開山老和尚行業記」の原本、さらにつの基になつたであろう光禪寺所蔵の文献史料や古文書、撰者寂庵道光に関する史料なども、辛うじて歴史の彼方に埋没せずに済んだことは幸いであった。<sup>(39)</sup>

現在、光禪寺に寺宝として残されている「前田利家画像」は、加賀前田家の初代藩主である前田利家（孫四郎・高徳院桃雲淨見大居士、一五三八—一五九九）の画像であり、絹本着色で縦一〇〇センチ、横五〇センチの軸装となつており、

寛永九年（一六三二）に第三代藩主である前田利常（微妙院一峰充乾大居士、一五九四—一六五八）が寄進したものである。<sup>(40)</sup> また光禪寺には開山素哲の木像が辛うじて氷見の大火による火災の難を免れて開山堂に奉安されており、木像の前に「<sup>(41)</sup> 当山第一祖明峯素哲大和尚禪師」と刻まれた位牌が置かれている。往時の光禪寺を偲ぶ建造物はすでにきわめて限られたものしか存していない。

### 三处分身示滅と葬儀次第

光禪：于時觀應元年三月廿八日、分身於大乘・永光・光禪、

同時說法而示滅。其徒互馳價僧得知之、貴賤競歎異焉。仍闍維於三處、大乘・永光空盡無物、唯光禪寺有靈骨、收之建塔、曰紹燈。世壽七十四、法臘五十八。

洞谷：觀應元年三月廿八日遷化。一日分身三處へ大乘・洞谷

・光禪唱滅。門徒洞谷建塔、曰紹燈菴へ旧址、今在寺東南隅、亦有無縫塔・香合石。

扶桑：觀應庚寅元年三月二十八日、示微疾、擊鼓集衆、索紙筆書頌、泊然坐脱。時永光・大乘皆見哲示滅、各依法而闍維之。唯光禪、火後得舍利骨石、余皆鳥有。於是、門弟子共分光禪所得、樹塔而藏諸。閱世七十四年、坐五十八夏。

延宝：觀應元年三月二十八日小疾、撞鐘集衆、書偈坐化。寿七十四、臘五十八。荼毘分舍利靈骨、塔乎大乘・永光・光禪三處。

本朝：觀應元年三月二十八日示疾、撞鐘聚衆、書偈而化。

壽七十有四、臘五十有八。門人火浴、分舍利靈骨、塔于大乘・永光・光禪三寺。

諸祖：觀應元年三月二十八日、分身於大乘・永光・光禪、同時說法而示滅。其徒互馳價僧得知之。道俗貴卑、競歎異焉。仍闍維於三處、大乘・永光空盡無物、唯光禪有靈骨、收之建塔。

聯燈：觀應元年三月廿八日、分身於大乘・永光・光禪、同時說法而示滅。其徒互馳價僧得知之。貴賤競歎異焉。仍闍維於三處、大乘・永光空盡無物、唯光禪有靈骨、收之建塔、曰紹燈。壽七十四、臘五十八。

源流：觀應元年、身在三處示疾、撞鐘聚衆、同時示寂。大乘：觀應元年三月二十八日、分身於本山・永光・光禪三處、同時示寂。壽（七十四カ。）

おそらく素哲はその最晩年に及ぶまで越中氷見の光禪寺を拠点としつつも、加賀押野荘の大乗寺や能登酒井保の永光寺などに老身を押してしばしば出向き、鎌山門下の僧録として怯むことなく学人育成と布教化導の日々を送っていたものと推測される。その後、北朝の觀應元年（南朝の正平五年、一三五〇）三月に至って余命もないことを自覚した素哲は、示寂して後における自らの門人らや有縁の寺院の将来を鑑み、大乗寺と永光寺の住持職およびその他ゆかりの諸寺院の坊主職のことを定めている。すなわち、大乗寺

秘本『洞谷記』には「明峰和尚置文」として、

龜鏡也。

觀応元年庚寅三月廿三日。

前住大乗紹燈素哲在判。

加州大乗・能州永光両寺住持職事。  
右彼住持職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談合而  
択出嗣法小師之中其機用之仁、可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>住持者也。

此外諸寺事。

加州分、願成寺・仲興寺・僕徳寺・崇禪寺・大会寺・西光  
寺。

能州分、道興寺・慧恩寺・円光寺。

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談  
合而択出其機用之仁、可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>居住者也。子孫固可<sub>レ</sub>守此  
旨、為<sub>ニ</sub>永代龜鏡記<sub>ニ</sub>之。

住<sub>ニ</sub>大乗・素哲御判。

觀応元年庚寅三月廿三日。

という文書が存し、流布本『洞谷記』にもほぼ同文の文書  
が記されている。<sup>(42)</sup>一方、『永光寺中興雜記』にも「明峯和尚  
之置文」として、

両寺住持職事、加州大乗・能州洞谷。

右彼住持職者、嗣法小師并伝戒小師・受業小師、同心評談而  
択出嗣法小師之中其機用之仁、可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>住持者也。

此外諸寺事。

加州分、<sub>（能州）</sub>願成寺・<sub>（賀）</sub>仲興寺・<sub>（能）</sub>僕徳寺・崇  
禪寺・<sub>（加）</sub>大会寺・<sub>（加）</sub>西光寺・<sub>（越中）</sub>光禪寺。

能州分、道興寺・慧恩寺・円光寺。

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心  
択<sub>ニ</sub>其機用、可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>居住者也。子孫固守此旨、可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>永代

いたものと見なければならず、置文の内容もすでに自らの最期をかなり意識に入れた行動であったものといつてよい。さらに『永光寺中興雜記』に載る置文においては、その末尾に「明峯の開山地、数多く有り、然りと雖も、此の置文に乗らざる事、明峯和尚の遷化して以後、加州・能州・越中の処々、共に建つるか」という後代の付記が存している。後世において加賀・能登・越中の諸処に素哲を開山に仰ぐ寺院が数多く存しているのに、この置文にそれらの寺院についての記載がほとんど見られない点から、『永光寺中興雜記』の編者としては、置文に見られない寺々は素哲が示寂して後に素哲を勧請開山に拝請して建立されたものであろうと推測している。

これらによれば、素哲は觀応元年三月二三日にこの置文を定めており、大乗寺と永光寺に関しては、嗣法の小師ならびに伝戒の小師や受業の小師らが、同心に談合して嗣法の小師の中より機用の仁者を選出して、住持に任命すべきことを定めている。さらに能登の願成寺と加賀の仲興寺と能登の僕徳寺・惠恩寺・崇禪寺と加賀の大会寺・西光寺さらに能登の道興寺・惠恩寺（慧恩寺）・円光寺および越中の光禪寺などの坊主職についても、やはり嗣法の小師ならびに伝戒・受業の小師らが同心に談合し、伝戒・受業の小師を含めて彼らの中より機用の仁者を選出して居住せしめることを永

代に定めている。<sup>(43)</sup>ただし、『洞谷記』では置文の中に光禪寺の名が存していないのに対し、『永光寺中興雜記』の置文では光禪寺の名が組み込まれているという相違が存するのも問題であろう。いずれにせよ、光禪寺に引きこもつて隠閑することなく、最晩年に至るまで大乗寺や永光寺の行く末を見つめ続けて東奔西走していた素哲のすがたが偲ばれる。

そして、この置文を記した日よりわずか五日後の三月二八日に素哲は小疾を示しており、鐘または鼓を撞かしめて大衆を集め、筆を索めて遺偈を自ら書し、泊然として坐化あるいは坐脱したと伝えられる。坐化または坐脱とは手足を組んで結跏趺坐した格好のまま遷化することであり、古来、禪門では直立したまま遷化する立亡とともに禪僧の最期を飾る壯麗な死に方とされている。とくに注目すべきは宗門内の諸伝が等しく素哲が身を大乗寺・永光寺・光禪寺の三処に分かち、同時に説法して滅を示したと記されていることである。これはもちろん史実とは見がたいわけであるが、そこに素哲にとって三ヶ寺とも重要な拠点寺院として対等の価値を持つていたありようを窺うことができる。実際には素哲は光禪寺か大乗寺の何れかで示寂しているはずであるが、その場所については明確には記されていないのが実情である。おそらくその背景には素哲が最晩年に至るまで僧録として大乗寺・永光寺・光禪寺の三ヶ寺を中心

に関連寺院を頻繁に往来していた事情が存するものと見られる。

すでに素哲は三月以前からかなり病氣があつたものらしく、『洞上聯燈錄』卷一「加州永安寺玄路統玄禪師」の章では、

佩明峰之印、遍見諸方知識。抵加州開永安、崇明峰為第一代。觀應元年春、明峰和尚寢疾于光禪。師特往服勤。峯病中示衆曰、日用現前痛處不通風時如何。諸徒咸下語、師合掌展拜。峰顧左右曰、只有箇玄路漢親道得。于時徒衆無不愕然。峰滅後、師心喪三年、後終于永安。

という興味深い記事が見られる。玄路統玄（？—一三八八）は素哲の法を嗣いだ高弟の一人であり、その心印を得て後に諸方に歴遊遍参しており、加賀河北郡に永安寺を開いて素哲を開山第一世に拝請したとされている。<sup>(44)</sup>ところが、觀應元年の春に素哲が越中の光禪寺に病臥するや、その知らせを聞いて統玄は光禪寺へと赴き、素哲の看病に服勤したとされる。この記載によるかぎり素哲は大乗寺ではなく、光禪寺において病床に伏したことになるわけであるが、『洞上聯燈錄』はあくまで江戸中期の編纂であるから、どこまで史実を伝えているかは問題かも知れない。

ともあれ、素哲は病中に臥してもなお怯むことなく示衆を行ない、門下の人々に対して「日用現前して痛處に風を行

通ぜざる時、如何ん」と迫つてゐる。日用とは日々平常のこと、現前とは目の当たりにする、目の前に現れることをいう。「痛處に風を通ぜざる時」とは、身体の痛むところに風を通さないと、何氣ない生活の中で突然に病が起つたときのことであり、そのとき如何に対処したらよいのかといった意であろう。

この素哲の問い合わせに対して会下の大衆はみな自らの見解をそれぞれに述べているが、統玄のみはただ合掌し、坐具を開いて礼拝しただけであつたという。そのままを見て素哲は左右を顧みて「只だ箇の玄路の漢有りて親しく道い得たり」と告げてゐるが、これは玄路に到達した統玄だけがすばり言い当てたと認めたわけである。合掌したのは病いをもすべて仏に任せた姿であり、展拜したのも眼前の事実をそのままに載いた意であろう。このとき一山の徒衆はみな統玄の並外れた作略に愕然としたと伝えられる。玄路の漢とは幽玄なる真理に到達した人ということであり、ここでは統玄こそ有無や迷悟など相對的な二見を超えた空寂のところに達した人であるとし、統玄のなした進退を仏道に契つたものとして真に認めてゐる意味となろう。<sup>(45)</sup>この因縁はおそらく素哲が示寂する直前の状況を伝える逸話の一つであつて、統玄がなした臨機応変の行動と、これに対応した素哲の接化は、あたかも禪宗初祖の菩提達磨と二祖慧

可にまつわる「礼拝得體」の話頭をすら連想せしめるものがあろう。<sup>(46)</sup>

ところで「光禪開山老和尚行業記」によれば、素哲が示寂する前後の動静について、

時に觀応元年三月廿八日、身を大乗・永光・光禪に分かち、同時に説法して滅を示す。其の徒、互いに价僧を馳せて之れを知ることを得、貴賤、競いて焉れを歎異す。仍りて三処に闍維するに、大乗・永光は空しく尽きて物無く、唯だ光禪寺のみ靈骨有り。之れを収めて塔を建て、紹燈と曰う。

ここでは道俗のことと、各寺に居住していた出家者や在家の檀信徒さらに近隣に居住していた武士や農民たちを指している。そこで三ヶ寺でそれぞれに素哲の遺体を荼毘に付したところ、大乗寺と永光寺では消滅して何も残らず、ただ光禪寺のみに靈骨が残つたとされ、出現した靈骨を収めて墓塔を建て紹燈と安名したことと伝えている。

しかも「光禪開山老和尚行業記」のみならず、「洞谷五祖行実」より『繞扶桑禪林僧宝伝』『洞上諸祖伝』『洞上聯燈錄』『大乘聯芳志』に至る燈史や僧伝のほとんどが等しくこの三処示滅の消息を書き留めており、古くより素哲に関する神変として伝承されてきたらしいことが知られる。この素哲の遷化にまつわる逸話は江戸期には広く知られたものらしく、彼の正山道白なども『鷹峯正山和尚廣錄』巻一六の何れで示寂したのか、その地を明確に記していないといいうより、三ヶ寺の何れにもそのすがたを現じていたという点できわめて不可解な記述である。加賀の大乗寺と能登の永光寺と越中の光禪寺ではそれかなりの距離を隔てており、当然ながら三ヶ寺を近時に往来することすら不可能である。

松林洞谷及光禪、三処同垂滅度縁、靈骨驚飛雷雨曉、電光影裏落那辺。捉敗了也。返魂何只返魂樹、華葉欄前鼻孔穿。

とその不可思議な遷化のありさまを述べ讀えている。これはあたかも『無門関』第三五則に載る「倩女離魂」の古則をすら髣髴とせしめ、その意図するところが那辺にあつたのかは計り知れないものがあろう。

三処示滅の説話の背景には素哲が晩年に至るまで一ヶ所

ときに各寺の徒衆は互いに价僧を遣わせて素哲の示寂を告げ合うわけであるが、この不思議な事実を知つて貴賤はみな稀有なるべき」として歎異したとされる。貴賤とは

のみに止住することなく、光禪寺を拠点としつつも瑩山門下の僧録として大乗寺・永光寺を含めた三ヶ寺を中心に行化を繰り返していた消息を窺うことができよう。おそらく

素哲は実際に自らの死期を自覚する中で、ぎりぎりまで身命を惜しまず三ヶ寺の間を往来して仏法を説示し続けていたのではなかろうか。三処示滅の真偽は定かでないが、こうした逸話の生まれた背景に、最晩年まで僧録として門下を育成し、門流を結束せしめんとし続けた素哲の凄絶なまでの臨終のすがたがあつたとも受け取ることができよう。まさに素哲は老馬の道を行くがごとく地味ながら生涯を終えるまで衆生済度に情念を燃やし、人々に自らの生きざまを示すことで仏法への縁を結ばせんとしたものではなかろうか。

ところで、幸いに素哲には示寂前後の動静から葬儀の差定や祭文などをまとめた『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』一巻が大乗寺に伝えられており、貴重な消息を窺い知ることができる。<sup>(50)</sup>『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』の冒頭には、

三月二十五日に素哲は灸による治療を五ヶ所になし、侍者らがこれに随侍する中で、近徒の僧らに別に遺書を認めたとされ、素哲より大乗寺の監寺を任せていた高弟の無漏素崇がこれを受け取って分排したことが記されている。翌日二六日にも同様の沙汰がなされ、二七日には素哲の体調が思わしくない中で新命住持の素崇による商量があり、都寺の月鑑虚淳がこの商量に相対したとされる。その後、素哲は泉殿である黄泉の下に赴く時期である自らの死期を知つてか状書を調べたとされるが、状書とはここでは同門の法

仍可<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>泉殿<sup>レ</sup>状書調<sup>レ</sup>之。曉寅冠<sup>レ</sup>入<sup>ニ</sup>涅槃<sup>レ</sup>。遺偈曰、普天匝地、八達疎通、七穿八穴、智不到中。堂前小鐘三下、衆驚走啼哭、十仏名諷經。

爾時三月二十五日、灸治五所。侍者並<sup>レ</sup>之、近徒僧別与<sup>ニ</sup>遣書<sup>ニ</sup>、素崇承<sup>ニ</sup>之分排。  
二十六日、同沙汰之。  
二十七日、御所勞急之間、有<sup>ニ</sup>新命之商量、相當虛淳都寺、

友や有縁の檀越などに宛てた別れの書簡をいうのであろう。

その後、日が変わつて三月二八日の曉天の寅の尅（午前四時頃）に至つて素哲は涅槃に入つたと伝えられる。しかも『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、素哲は示寂に臨んで自ら遺偈として、

普天匝地、八達疎通、七穿八穴、智不到中。

という四言四句のことばを残したとされる。この遺偈は「光禪開山老和尚行業記」や他の伝記史料などが一切伝えていないものであり、その面ではきわめて貴重な内容といつてよい。わずかに中世禅僧（とくに曹洞禪者）の祭文や遺偈を収録する愛知学院大学図書館所蔵『禪林雅頌集』「逝偈」に、  
普天匝地、八達疎通、七穿八穴、智不到中。  
哲禾上。

とあつて同文の遺偈を「哲禾上」すなわち素哲の作として伝えており、『禪林雅頌集』の伝承の古さが知られて貴重である。<sup>(51)</sup>

ここで簡略ながら素哲の遺偈の内容を考察してみると、  
ようにしてしまう、完膚なきまでに突き破ることである。「智不到の中」とは知識分別では捕らえることのできないありようをいい、人間的な分別理解（知解）の及ばないところを意味する。<sup>(52)</sup>したがつて、「七穿八穴す、智不到の中」とは、知解分別では捕らえ難い悟りの世界を徹底的に突き破つたことを表現し、示寂に臨んだ素哲の自由無碍な心境を伝える興味深い遺偈といえよう。

さらに『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、素哲の示寂するや、ただちに堂前の小鐘が三下され、山内の大衆が集まつてその死を悲しんで慟哭し、まもなく「十仏名」の諷経がなされている。切迫した状況下で慌てふためく門人らの動向が伝わつてくる筆致であるとともに、当時、著名な禅者が臨終を迎えた際に寺内の人々が如何なる所作をなしていたかが如実に知られよう。

ついで『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、

二十八日、粥罷、不斷光明真言、都衆七番分<sup>レ</sup>之、百余人毎番三十人。當院、及諸沙彌童行、就<sup>ニ</sup>靈前<sup>ニ</sup>出家受具。虛焯都司・惠雲都司・玄位書記、代而授<sup>レ</sup>之。斎時、飯齋諷経。諸方群衆之間、為<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>盜賊之怖、自被<sup>レ</sup>置<sup>ニ</sup>客殿啓固。三時、大悲呪。申尅以為<sup>ニ</sup>良辰、虛焯都司、新命堅辞及<sup>ニ</sup>數度、両班勤旧門徒尊宿、未<sup>レ</sup>臨<sup>ニ</sup>素崇之寮、報<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>住持<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>伏。語及問答數度、敢不<sup>レ</sup>伏、要<sup>ニ</sup>大衆同心合語<sup>ニ</sup>、而令<sup>ニ</sup>推入<sup>ニ</sup>丈室、付<sup>ニ</sup>新命一畢。

とあり、示寂した直後の二八日の粥罷（朝粥の後）に、山内のすべての大衆一〇〇余人を七つに分け、これをうまく組み合わせて毎番三〇人により不斷に「光明真言」が唱えられたようである。<sup>(54)</sup>これは当時の大乗寺の僧衆の数を伝えていて興味深く、當時一〇〇人以上の修行僧が掛搭して参禅学道に努めていたものらしい。また多くの沙弥や童行らが素哲の靈前で末後の小師として出家受具したとされ、都司の月鑑虚淳と惠雲および書記の不借玄位という明峰門下の長老格の高弟が亡き素哲に代わってこれを授けたことが記されている。住持が末期に沙弥や童行（童子行者）などを出家受戒せしめて遺弟とする習慣は、すでに曹洞宗においても孤雲懷奘や徹通義介にその先例があるが、<sup>(55)</sup>懷奘や義介の場合、生前に自ら戒を授けているか、その一部始終を目の当たりにして自ら認可しているのに対し、素哲の場合はあまりに急であつたためか、靈前での受戒というかたちになつたのであろう。

また斎時（中食）には「飯斎諷經」がなされているが、諸方から到つた群衆の間に盜賊の怖れがあつたために客殿の警護がなされたとされるのは、南北朝期の混乱した世相を物語つて興味深いものがあろう。一方、粥罷・斎罷・放參罷の三時には素哲の靈前で「大悲呪」すなわち『大悲圓滿無礙神咒』（一般に「大悲心陀羅尼」とも）が読経されている。

素哲が示寂した直後、法嗣のひとり無漏素崇が新たに正式な大乗寺の住持に迎えられている。素崇はすでに述べたごとく、それ以前から光禪寺に退閑した素哲の意向を受け監寺の要職を務めていたわけであるが、素哲の示寂とともに同門の人々が素崇をそのまま住持に拝請することになったのであろう。素崇は素哲の法嗣の中では長老格ともいえず、彼より伝法の早い法兄も多く存したものと見られるが、おそらく生前の素哲より厚い信認を得、同門の法兄弟らの意向を受けるかたちで取り合はず素哲亡き後の大乗寺住持職を任せられたというのが実情であろう。

ただし、新命の素崇は安易に住持職を拝受したわけではなく、堅く辞すること數度に及んだものらしい。素崇に断られた都司の虛淳ら両班であつた勤旧の門徒尊宿は、いまだ素崇の寮（監寺寮か）に臨まず、住持になることを報じて伏しなかつたものらしい。話し合いの問答が数回にわたつて交わされた後、あくまで住持の座に就こうとしなかつた素崇に対し、一山の大衆は心を同じくして気合いもろとも素崇を丈室（住持の方丈）に引き入れ、ついに新命住持に任せしめたと記されている。

さらに『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、甘九日、粥罷至斎後、授具連續而不休。斎時、飯斎諷經。斎後、高畠土人等十余人、就靈前出家。三月小。四月朔

日、為<sub>ニ</sub>新命<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>常住<sub>ニ</sub>点心、日用諷經等同<sub>ニ</sub>昨日<sub>ニ</sub>門徒尊宿、各各衆会而相互商<sub>ニ</sub>議之。喪主等人定<sub>ニ</sub>小仏事次第・祭奠次第・送亡役人、法堂東壁出<sub>レ</sub>榜曰。

新般涅槃當寺三世中興明峰老禪師大和尚送亡小仏事次第定。

入龜念誦、維那。入龜仏事、光孝寺。移龜、純証藏主。龜前念誦、維那。掛真、孝小師。対靈小參、總持寺。龜前諷經、侍者。奠茶湯、統玄庵主・正獻藏主。挙哀、孝恩寺。鎖龜、喪主玄位書記。挙龜、義順書記。起龜念誦、知客。起龜仏事、虛淳都寺。下火、淨住寺。檀上念誦、維那。檀上諷經、知客。門首掛真、了光首座。門首奠茶、宗生藏主。奠湯、曉仁藏主。

右具<sub>ニ</sub>在前、尊衆悉知。今日日、喪主比丘玄位謹白。

と記されている。三月二九日には朝粥が終わつてから中食の後まで戒法を授ける儀式が連続して行なわれ、とりわけ飯齋諷經の後に高畠（地名か）の土人（住民）など一〇余人が素哲の靈前で出家したとされる。亡き素哲に代わり高弟らがこれらの人々を剃髪して前日のごとく末後の小師となしたものであろう。さらに四月一日には新命住持の素崇のために常住知事位の職位の者から点心（供養の小食）が振る舞われ、門派の尊宿らによつて葬儀の次第差定が定められている。

いま「新般涅槃當寺三世中興明峰老禪師大和尚送亡小仏

事次第定」によつてその配役を整理してみることにしたい。入龜念誦をなしたのは維那であるが、このとき維那を勤めたのが誰であったのかは明確でない。入龜仏事をなしたのは光孝寺とあるが、光孝寺とは能登の光孝寺のことであり、おそらくこのとき住持を勤めていたのは壺庵至簡の高弟に当たる瑞翁超源（？—一三六七）であろう。ついで移龜仏事は藏主の純証がなしているが、この純証とは峨山下二十五哲のひとり無際純証のことを指していよう。さらに龜前念誦は維那によつてなされ、また掛真是孝小師が行なつてゐるが、弟子の誰であったのかは定かでない。

さらに対靈小參は總持寺長老が行なつてゐるが、ときの總持寺住持はいうまでもなく素哲と同門に当たる峨山韶碩であり、韶碩は高齡<sup>(56)</sup>を押して遠く總持寺より大乘寺まで赴いていることになろう。殘念ながらこのとき韶碩がなした対靈小參が如何なるものであつたのか、その内容などは伝えられていない。龜前諷經は侍者が行なつており、奠茶湯は庵主の玄路統玄と藏主の正獻がなしている。統玄はすでに述べたごとく『洞上聯燈錄』では光禪寺で素哲の喪に服したとされる高弟であるが、『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』による限り大乘寺で素哲の葬儀を執行する中心人物の一人であつたことが知られる。ただし、肩書きが庵主とあるから、あるいはすでに素哲ゆかりの紹燈庵を管理して

いたのかも知れない。挙哀は孝恩寺長老が行なつてゐるが、挙哀とは堂頭和尚の帰寂を悼んで嘆きの語を三度発声する役であり、孝恩寺とは光恩寺のことであらうが、具体的な人物については定かでない。<sup>(57)</sup> 鎮龕は喪主である書記の不借玄位が行ない、挙龕は書記の義順が行なつており、起龕念誦を知客が行なつて後、起龕仏事を都寺の月鑑虚淳がなしている。

また葬儀でもつとも重要な下火すなわち秉炬の大役は浄住寺長老が執行してゐるが、このときの浄住寺住持は素哲と同門に当たる長老の無涯智洪であろう。ついで維那による檀上念誦と知客による檀上諷經がなされ、門首掛真は首座の寂室了光（？—一三六三）<sup>(58)</sup> が行なつてゐるが、了光は智洪の法を嗣いだ高弟に当たつてゐる。さらに門首奠茶は蔵主の宗生がなしてゐるが、宗生とはおそらく素哲の法嗣である館開僧生のことと見られ、同じく奠湯も素哲の法嗣である蔵主の曉仁<sup>(59)</sup>が行なつてゐる。

また『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』には素哲の真前における祭奠次第について、

次祭奠榜出之。

新般涅槃當寺三世大和尚真前祭奠次第定。

斎前、一番知事・二番頭首・三番同・四番顕心・五番寂心・六番安原殿・七番能勢殿・八番檀那。斎後、一番河原殿・二

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

福寺・七番光明寺・八番新福寺・九番中道寺・十番恵光庵・

番新福寺殿・三番得田殿・四番富樫殿・五番薬林寺・六番長  
十一番忍守庵。

右具在前、今月日、喪主比丘玄位謹白。

とやはり喪主比丘の不借玄位の名で定められている。斎前には知事（東序）や頭首（西序）の両班につづいて顕心と寂心の名が存するが、この中で寂心とはかつて素哲より道元

真筆『普勸坐禪儀』を付与された寂心と同一人と見られ、顕心とともに素哲に帰依した在俗の入道ではなかつたかと推測される。また斎前の祭奠をなした安原殿・能勢殿・檀那（開基の富樫氏か）や、斎後の祭奠をなした河原殿・新福寺殿・徳田殿・富樫殿などは、いずれも当時の大乗寺僧団を外護していた近隣の有力な檀那信徒たちであろうが、残念ながら彼らの素姓は定かでない。<sup>(59)</sup> さらに薬林寺・長福寺・光明寺・新福寺・中道寺・恵光庵・忍守庵なども近隣に在つて大乗寺ないし素哲と親密な交渉をなしていた寺院の住持や堂庵の庵主であろうが、残念ながら如何なる関わりが存したのか消息は全く不明である。

ところで、すでに述べたごとく素哲の示寂とともに後席を継いで大乗寺に住したのは法嗣のひとり無漏素崇である。

『大乗聯芳志』「前住無漏素崇和尚」の章には、

嗣法明峰哲。明峰寂後、衆請住本山。出明峰喪記。

と記されており、『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』の記載に基づいて、素崇が素哲の示寂した直後に一山の大衆に請われて大乗寺の住持を継いだことが明記されている。おそらく素崇は素哲にとつて大乗寺の後事を任すに足る優れた法嗣であつたものと見られるが、ほとんど詳しい足跡が知られていない。

その後、百箇日を経て八月七日に送骨作法がなされ、八月一五日には入骨作法が紹燈庵において挙行され、素哲の遺骨は正殿に安置されている。<sup>(60)</sup> 正殿とはもともと天子の御陵の上にある寢殿のことであるが、ここでは大乗寺歴代住持の廟所（塔頭）の「ごとき」を意味するものと見られ、とくに素哲の廟所紹燈庵を指しているのである。<sup>(61)</sup> 『永光寺年代記』にも「観応元庚寅、明峯入滅、三月廿八日」とある欄外に別筆で「紹燈庵立」とあり、『安樂山産福禪寺年代記』にも、

観応元庚寅、明峰示寂、紹燈立、三月廿八日。松岸大乗寺入院。

と記されている。おそらく素哲の卵塔が八月までに建立され、遺骨が奉納されているわけであるが、入骨の頃までは素崇が住持として大乗寺を取り仕切っていたのではないかと推測される。

て紹燈庵と曰う。旧址は今、寺の東南隅に在り、亦た無縫塔・香合石有り」と記されており、永光寺にも素哲の門徒らが墓塔を建て廟所を紹燈庵と名付けたとされ、庵の旧址が寺の東南隅に存したこと、さらに素哲の無縫塔や香合石も残されていたことを伝えている。永光寺の五老峰には向かって左前のすぐ横に瑩山紹瑾の卵塔が存し、その左前の一  
段下がった位置に素哲の卵塔があたかも紹瑾の塔に侍するかのごとく瀟洒なすがたを残している。また五老峰の伝燈院には如淨より紹瑾に至る五体の尊像が中央に奉安され、さらに祀堂の左右に壇を張り出して瑩山下の四哲（四門人）の尊像を侍している。素哲の像は韶碩のそれとともに左肩に安置され、右肩には無涯智洪と壺庵至簡の尊像が安置されている。

さらに氷見の光禪寺でもすでに述べたごとく「光禪開山老和尚行業記」に「仍りて三処に闍維するに、大乗・永光は空尽して物無く、唯だ光禪寺のみ靈骨有り。之れを收めて塔を建て、紹燈と曰う」とあるごとく、やはり墓塔を建てて廟所を紹燈庵と名付けたとされる。光禪寺は開山の素哲や松岸旨淵が示寂して後、旨淵の系統すなわち松岸派によって独占的に繼承維持されている。

このように素哲の遺骨はゆかりの寺院であつた大乗寺・永光寺・光禪寺の三處に分けられて納骨安位されたことに

一方、『洞谷五祖行実』によれば「門徒、洞谷にて塔を建

なり、それぞれに紹燈庵として管理維持されていったことになろう。この三ヶ寺のほかにも素哲を勧請開山に仰ぐ寺々には開山堂や開山塔に素哲がまつられているわけであるが、素哲がその生涯において拠点としたのがこの三ヶ寺であつたことは動かない。

ところで問題なのは『重続日域洞上諸祖伝』卷一「光禪寺松岸淵禪師伝」に、

既而開法於播之永天、繼蒞越之光禪、縉伍愛慕、声光日起。觀應元年遷大乘、未幾輿洞谷。

と記されていることであり、『日本洞上聯燈錄』「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章もほぼ同文となつてゐる。これらの記載によれば、素哲が示寂した同じ觀應元年に素崇と同門に当たる松岸旨淵が越中の光禪寺より大乗寺に住持したことになつてゐる。一方、光禪寺に所蔵される「光禪二代和尚小行實記」では、

曆應庚辰、師莅洞谷六代法席也。玄侶腰包、憧々競謁。  
(中略) 縉伍景慕、道光日起。亡後退席。播州刺史源滿祐  
〔赤松氏〕、延領永天。觀應元年、俄得明峰書、移拋加之  
大乘。同二年辛卯、征夷大將軍尊氏源公、以鈞帖於諸名山、  
師与焉。

と記されており、觀應元年に旨淵が播磨(兵庫県)の永天寺より大乘寺に住持したことになつてゐる。素哲が晩年まで

光禪寺の住持であつたとすれば、旨淵はこのとき永天寺に化導を敷いていたと解するのが正しいであろう。

いずれにせよ、同じ觀應元年の内に素崇と旨淵によつて相繼いで大乘寺住持の交代がなされているのであれば、そこには何らかの事情が存しなければならない。しかも旨淵は素哲の書簡を得て大乘寺に移拋したことになつてゐるから、おそらく大乘寺陞住の要請を素哲より直に遺書を通して託されていたものと見られる。そうであるならば、素崇の入院はあくまで素哲示寂直後に大乘寺山内で暫定的に決められたものであり、遠く播磨に在つた旨淵が大乘寺に到着するに及んで、素崇は退院して法兄の旨淵に住持の座を譲つたものと解するべきであろう。

第三代(実際には第四代)素哲の法嗣で大乘寺に住持した禪者には無漏素崇と松岸旨淵と珠巖道珍と照端祖舜という四人が知られるが、後世の大乘寺においては素崇・旨淵・祖舜の三人は正式な住持から外されて前住位に置かれ、道珍をもつて素哲の後継である第四代と定めている。しかしながら、これはあくまで後に道珍の系統(珠巖派)が独占的に住持を継承するようになつてから直系でない三禪者を世代から削除した結果にすぎず、実際には第四世の素哲の後、第五世の素崇、第六世の旨淵、第七世の道珍、第八世の祖舜と継承されている。

また、すでに述べたごとく『洞上聯燈錄』卷二「加州永安寺玄路統玄禪師」の章によれば、高弟のひとり玄路統玄が素哲の示寂後に三年間にわたって喪に服し、その後は加賀の永安寺に在つて世を終えたと伝えられる。おそらく統玄が喪に服したのは氷見の光禪寺ではなく加賀の大乗寺であつたものと見られ、素哲の塔頭である紹燈庵の塔主（守塔比丘）を勤めて祖廟を守つていたのであろう。

ところで、素哲が示寂した翌年、その後を追うかのごとく同門の無涯智洪が加賀河北郡若松莊に存した法苑山淨住寺において生涯を終えている。『洞谷五祖行実』「洞谷第三祖新豊菴開基加州淨住二世無涯和尚伝」によれば、

再退<sub>ニ</sub>淨住<sub>ニ</sub>大振<sub>ニ</sub>玄風<sub>ニ</sub>嗣<sub>ニ</sub>法於<sub>ニ</sub>寂室了光<sub>ニ</sub>觀應二年示寂、  
建<sub>ニ</sub>塔於<sub>ニ</sub>洞谷<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>新豊菴<sub>ニ</sub>（寺西北隅、今有<sub>ニ</sub>旧址<sub>ニ</sub>）。

と記されており、大乘寺に所蔵される『安樂山產福禪寺年代記』においても、

（觀應）二、無涯示寂、七月九日。寂室住<sub>ニ</sub>淨住寺。

と伝えられている。智洪は瑩山門下四門人では素哲に次ぐ第二の法嗣であり、素哲の葬儀では秉炬師を勤めているが、わずか一年数ヶ月後の北朝の觀應二年（南朝の正平六年、一三五二）七月九日に示寂している。智洪は世寿が定かでないが、おそらく年齢的には素哲や峨山韶碩よりは若干ながら上であつたものと見られ、その徳を素哲・韶碩に譲つている感

がある。やはり素哲の葬儀で配役を務めた法嗣の寂室了光が師の智洪の後席を継いで淨住寺の第三世住持に就いたことが知られ、その流れはさらに中庭宗可へと受け継がれたものの、無涯派は大きく展開することなく終わっている。

### おわりに

以上、鎌倉末期から南北朝中期にかけて活躍した明峰素哲について、その生涯の足跡を考察してみたわけであるが、素哲は瑩山紹瑾を師として久しく修行し、紹瑾の示す仏法を十二分に消化し、綿々たる行持を実践してその正統の後継者をもつて任せられている。紹瑾亡き後の永光寺・大乗寺僧団を統率して曹洞宗発展の基を築いたのであり、まさに瑩山下の僧録に相応しい活動であったと言つてよい。しかしながら、同じ紹瑾の高弟で高齢を保つた峨山韶碩が破格の禅機を振つて総持寺の運営を軌道に乗せ、やがて峨山派が中世後期の曹洞宗僧団を全国規模にまで導くようになると、韶碩に比して素哲の生涯とその功績はしだいに過小に見られるようになつていて。そんな素哲の存在が曹洞宗史上に再び脚光を浴びるようになるのは、江戸期に月舟宗胡・円山道白らの活動によつて明峰派が大門派への道を歩んで以降のことである。

では、いつたい素哲に関する示寂まもない頃の評価とは

如何なるものであつたのだろうか。古くより奥州胆沢郡黒

石の大梅拈華山円通正法寺には開山の無底良韶の真筆とされる「明峰和尚相見奇夢記」という文書が伝えられているが、その全文は、

延文三年戊戌六月十八日、晚感ニ一夢、所在什麼トモヲホエ  
サルニ、明峯和尚ト相対シタテマツル。予昔日在ニ会下、預老  
婆親切慈悲、有ニ省處一事ヲツフサニ謝シタテマツルニ、明峯和尚、某甲即今行履ヲココロミ給イキライニテ曰、代ニ隱山作麼  
生道。某甲問声未<sup>レ</sup>絶、對云、道得不<sup>レ</sup>似ニ隱山。明峯和尚未<sup>レ</sup>  
聽定氣色ニテ道、什麼ソト。某甲又如<sup>レ</sup>先答。明峯和尚、某  
甲肩ニウチカカムテ、ホメタルケシキニテ曰、不思儀也、不思  
儀也、クセ事也、クセ事也。即夢サメ、又無<sup>レ</sup>幾程点始アリ。

というものである。これはかつて大乗寺の素哲に参学した経歴を持つ峨山下の無底良韶が北朝の延文三年（南朝の正平一三年、一二五八）六月一八日に夢の中で亡き素哲に相見した消息を述べたものであり、良韶は往年の素哲の老婆親切な慈悲に預かって省する処があつたことを思い起こし、夢中で素哲と問答商量を交わしている。素哲亡き後、良韶が晩年に至るまで素哲を参学の師として尊崇していた事実が窺われる。

また峨山派大徹下の竺山得仙（得僊とも、一二四四一一四一三）は素哲のことを直には知らないが、「護国竺山和尚語録」卷二において、

明峯和尚忌。於ニ洞谷山。

滄溟海々涸渴久、漁夫失<sup>レ</sup>船兒失<sup>レ</sup>爺、猶示ニ天然玄妙境、千  
峰万岳暮春花。恭惟、今月今日、迎ニ當寺二代柏樹三世明峯  
大和尚示寂辰、謹焚箇寶香、以上酬ニ慈恩者。夫門風驚  
世、価声振<sup>レ</sup>遐、靈山附屬之宗旨、迦葉親立ニ家業、大乘的伝  
正脈、哲翁泊備<sup>レ</sup>爪牙。奇峯律帆、不<sup>レ</sup>屬ニ風雨、怪水渺茫、  
不<sup>レ</sup>帶ニ烟霞。一言ニ辯、三路五位、一句句唱、定ニ方別千差。  
橫說堅說、不<sup>レ</sup>動ニ三寸、左轉右轉、不<sup>レ</sup>撤ニ塵沙。此是老和尚  
日用為<sup>レ</sup>他底事。即今還有<sup>ニ</sup>報答分<sup>ニ</sup>也無。插<sup>レ</sup>香云、幕幕香烟  
留不<sup>レ</sup>住、真前猶獻建溪茶。

という素哲の年忌になした拈香法語を残している。これは得仙が洞谷山永光寺の第三ニ世として入山した際に明峰忌を迎えて行なつたものであり、すでに得仙が住山していた頃には素哲を大乗寺（柏樹林）の第三ニ世とする世代が確立していたことが知られる。

ところで、流布本『瑩山清規』には付録として、

年月日、法孫嗣祖比丘某甲等謹疏。

右竊惟、著ニ破草鞋、背ニ却建仁塔院、携ニ条竹杖、扣ニ開護國閥門。被<sup>ニ</sup>師喚<sup>ニ</sup>侍者、忽自知<sup>ニ</sup>老人、皮膚脱落而真實現、因縁成就而嗣承親。領ニ柏樹三代住持、聲飛<sup>ニ</sup>桑域、為<sup>ニ</sup>瑩山上足弟子、德鎮<sup>ニ</sup>叢林。不但開<sup>ニ</sup>我偏正秘、又能弄<sup>ニ</sup>他玄要機。凜凜威風、雖<sup>ニ</sup>百世<sup>ニ</sup>何墜<sup>ニ</sup>地、堂堂志氣、凌<sup>ニ</sup>万夫<sup>ニ</sup>直逼<sup>ニ</sup>天。某甲謾得<sup>レ</sup>称<sup>ニ</sup>遠裔、大師豈無<sup>レ</sup>垂<sup>ニ</sup>哀憐。慎薦<sup>ニ</sup>薄奠、願賜<sup>ニ</sup>光降。祖師炳鑑、哀愍海容、謹疏。明峯忌疏。小序如<sup>レ</sup>

前。

という素哲の忌日（明峰忌）における表白文が伝えられています。一方、江戸初中期に活躍した明峰派の円山道白も『鷹峯円山和尚伝記』卷三六「疏」において、

明峰和尚忌疏。

著<sub>ニ</sub>破艸蹊<sub>一</sub>、背<sub>ニ</sub>卻建仁塔院<sub>一</sub>、携<sub>ニ</sub>条竹杖<sub>一</sub>、敲<sub>ニ</sub>開護國閑門<sub>一</sub>。  
被<sub>ニ</sub>師喚<sub>ニ</sub>侍者<sub>一</sub>、忽自知<sub>ニ</sub>老人<sub>一</sub>、皮膚脱落而真實現<sub>一</sub>、因縁成就<sub>一</sub>  
而嗣承親<sub>一</sub>。領<sub>ニ</sub>松寿三代住持<sub>一</sub>、声飛<sub>ニ</sub>桑域<sub>一</sub>、為<sub>ニ</sub>瑩山上足弟子<sub>一</sub>、  
徳鎮<sub>ニ</sub>叢林<sub>一</sub>。不<sub>ニ</sub>但開<sub>ニ</sub>我偏正秘<sub>一</sub>、又能弄<sub>ニ</sub>他玄要機<sub>一</sub>。凜凜威  
風、雖<sub>ニ</sub>百世<sub>一</sub>何墜<sub>ニ</sub>地、堂堂志氣、凌<sub>ニ</sub>万夫<sub>一</sub>直逼<sub>ニ</sub>天。某甲謾  
得<sub>ニ</sub>稱<sub>ニ</sub>遠裔<sub>一</sub>、大師豈無<sub>ニ</sub>垂<sub>ニ</sub>哀憐<sub>一</sub>。謹薦<sub>ニ</sub>薄奠<sub>一</sub>、願賜<sub>ニ</sub>光降<sub>一</sub>。

というほぼ同文の素哲に対する忌日の疏文を残しているから、これはおそらく江戸期に至つて道白らによつてまとめられた疏文であろうが、あるいは古くから同文の疏が存し、大乗寺や永光寺あるいは光禪寺など素哲ゆかりの禅刹で唱えられていたものかも知れない。素哲の忌日に当たる三月二八日にその位牌や尊像の前で素哲一代の事跡や家風を掲げ、その徳を讃嘆するものである。いま、流布本『瑩山清規』に付録される疏文を書き下すならば、およそつきのとくなろう。

法孫嗣祖比丘某甲等、謹んで疏す。  
右、竊かに惟れば、破草鞋を著し、建仁の塔院に背却し、条竹杖を携え、護國の閑門を扣開す。師に侍者と喚ばれて、忽ち自

ら老人を知り、皮膚脱落して真實現われ、因縁成就して嗣承親し。相樹三代の住持を領し、声は桑域に飛び、瑩山上足の弟子と為り、徳は叢林を鎮す。但だ我が偏正の秘を開くのみならず、又た能く他の玄要の機を弄す。凜凜たる威風、百世と雖も何ぞ地に墜ちん、堂堂たる志氣、万夫を凌いで直に天に逼る。某甲、謾りに遠裔と称するを得、大師、豈に哀憐を垂ること無からんや。慎んで薄奠を薦む、願わくは光降を賜わらんことを。祖師の炳鑑、哀愍海容したまえ、謹んで疏す。

前半は素哲の参学の事跡として建仁寺を離れて大乗寺の閑門を叩き、侍者となつて紹瑾の席下で身心脱落から嗣法に及んだ消息を述べ、さらに大乗寺三代を継承して化導をなした事跡が称えられており、その後は素哲が曹洞宗の「偏正五位」のみならず、臨済宗の「三玄三要」をも機関として用いたことに触れている。おそらくこの疏文は大乗寺を中心にして素哲ゆかりの禅刹で忌日である三月二八日に広く読まれてきたものであつて、素哲の生涯とその功績を巧みな表現でまとめている。

註

- (1) 光禪寺についての調査として、水見市寺社所蔵文化財調査委員会編『(平成六・七年度) 水見市寺社調査報告書(臨済宗国泰寺派・浄土宗・日蓮宗・高野山真言宗・曹洞宗の部)』(水見市教育委員会刊)が平成八年(一九九七)三月三一日に発刊さ

れており、その中に光禪寺に關しても建造物・絵画・彫刻・工芸・古文書・典籍などについて報告がなされている。

(2) 鎌倉末期に越中を支配していたのは守護の名越氏（北条一族）

であったから、冰見の地もその治下にあつたが、建武政権の頃には普門利清が越中の国司に任せられ、また能登守護の吉見頼隆が越中守護を兼ねている。足利政権下には桃井直常が守護に補任されているが、南朝勢力の強い越中にあつて桃井氏は苦汁を嘗め、観応の擾乱では反幕府方に就いている。しかしながら、南北朝初期における越中国守護の変遷は定かでなく、素哲ないし初期の光禪寺を外護した檀越については定かでない。『富山県史』（通史編II・中世）「南北朝時代の越中」を参照。

(3) 永光寺所蔵『永光寺中興雜記』の「本寺開闢之次第」には、永平開闢、仁王八十七代後嵯峨院御宇、寛元二年甲辰七月七日、越前太守波多野雲州大夫義重之建立也。

とあり、永平寺の開闢を寛元二年（一二四四）七月七日として計算している。寛元二年より八四年目はまさに嘉暦二年に当たる。この史料では永平寺につづいて、

大乘開闢、八十九代帝龜山御宇、弘長三年癸亥、藤原朝臣富権家尚、改真言院、作禪刹。從永平開闢丁ニ二十年。

永光開闢、九十四代帝花園院御宇、正和二年癸丑八月廿日、信州海野住滋野信直并祖忍大姉建立也。自永平丁ニ七十年。

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

淨住開闢、同御宇、文保二年戊午八月、瑩山和尚慈母懷觀大姉建立也。自永平寺開闢丁ニ七十五年。

光孝開闢、九十五代帝後醍醐院御宇、元応元年己未三月建立也。自永平丁ニ七十六年。

放生寺、同御宇、元応二年庚申五月建立也。自永平丁ニ七十七年。

總持開闢、同御宇、元亨元年辛酉六月十六日建立也。定賢律師作禪家。自永平丁ニ七十八年。在洞谷、元亨元年辛酉四月廿三日曉天、感瑞夢。同六月、成禪院。同四年七月七日、峩山和尚入院也。丁ニ正中元年。

光禪寺、同御宇、嘉暦二年丁卯六月建立也。自永平丁ニ八十四年。在越中冰見。

とあり、やはり光禪寺が他の紹瑾ゆかりの禅寺に互し、素哲開創になる特別の寺格を与えられていたことが知られる。なお、この史料では大乗寺の開闢を永平寺より一〇年後の弘長三年（一二六三）とし、永光寺の開闢を永平寺より七〇年後の正和二年（一二二三）八月二〇日とし、淨住寺の開闢を永平寺より五年後の文保二年（一二一八）八月とし、光孝寺の開闢を永平寺より七六年後の元応元年（一二一九）三月とし、放生寺の建立を永平寺より七七年後の元応二年五月とし、總持寺の開闢を永平寺より七八年後の元亨元年（一二二一）六月一六日として計算している。

(4)『永光寺中興雜記』の「日本第四本寺」には、

淨住寺、瑩山勸請。二代無岐和尚。永光三代。永光末寺。放生寺、瑩山勸請。二代孤峯和尚。永光前住。永光末寺。総持寺、瑩山勸請。二代峩山和尚。永光四代。永光末寺。光孝寺、瑩山勸請。二代壺庵和尚。永光五代。永光末寺。

光禪寺、永光末寺。開山明峯和尚。明峯派本寺。

と記されており、瑩山紹瑾を勸請開山とする淨住寺・放生寺・總持寺・光孝寺を永光寺の末寺として第四本寺に位置付けてい  
るが、これと並んで、光禪寺が永光寺の末寺として明峰派の本  
寺格であつたことを伝えている。

(5) 梅隱については光禪寺の世代にその名が見られないが、貞享二

年(一六八五)二月二十五日に示寂した第一八世の顯菴素隱(?)

一六八五の門人ではなかつたかと推測される。おそらく梅隱は素隱が示寂して後、第一九世中興の月潤義光が入院するまでの間、監寺のことき立場で光禪寺を守つていたのであろう。

(6) 渡辺市太郎編『越中宝鑑』「水見郡」の「寺社の部」には、

光禪寺。水見町にあり、曹洞宗にて、本寺は嘉曆元年の創立に係り、開基は明峯素哲和尚(瑩山紹瑾禪師の高弟)にして、加賀国富樫氏の族なり。遂に英名、禁闕に聞へ、兵部卿親王、諸国の僧を詰び、國家の為めに兵災を禳ふに

より、和尚、為に七堂伽藍を建立し、海慧山光禪寺と号して永く祈願所とせられたり。後ち將軍足利氏より境内一里四方、寺領三百石を賜へり。中古、佐々成政の乱に際りて

兵燹に罹りしが、承応三年、十五世香堯に至り、國守前田利常公より寺領六石八斗を寄進せられたり。元禄年間、十九世月潤に至り、諸国を勸化して、遂に伽藍を復立し、建築を完成せり。宝物の重なるものに、

辨財天女木像。行基の作、足利將軍の寄附。

聖德太子立像。太子の自刻なり。嘗て月潤、勸化して奥

州牛瀧の本誓寺に到り、其焼失を憐み、代金三百両を寄附して助成せるを以て、其恩謝の為に贈れるもの。

龜毛払子。明峯禪師が唐の天童山より拝領せるもの。

法華経。月潤血書。

利常卿の画像。

微妙院の筆等あり。

として光禪寺の変遷を記して嘉曆元年の創立としており、寺内に所蔵されていた寺宝の類も伝えていて、また『越中志徵』巻三「射水郡」にも、

水見光禪寺。曹洞宗也。貞享二年由來書に、嘉曆元年開山者、瑩山和尚之上足、明峰和尚に而、已前より伝候。墨付之物無<sup>レ</sup>之故、檀越之発起人も不<sup>レ</sup>知。微妙公寺領之御一行拝領仕、則年頭之御目見、于<sup>レ</sup>今被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>。寺領御判物写。

越中水見光禪寺。地子米六石八斗之所、為<sup>ニ</sup>寺領<sup>ニ</sup>令<sup>ニ</sup>寄附<sup>ニ</sup>畢<sup>ニ</sup>、全可<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>取納<sup>ニ</sup>者也。

承応三年八月七日、  
御判。

## 光禪寺。

と承応三年（一六五四）八月七日に前田利常（一五九三—一六五八）より光禪寺に宛てた寺領寄進状を伝えているが、やはり貞享二年の由来書と同じように嘉暦元年の開山としている。

### （7）光禪寺に所蔵される由緒の写しとして、

謹言上、越中水見海恵山光禪寺（□□）。

一、当寺開闢元祖明峯素哲禪師者、日域曹洞之第一祖永平五世之的〔孫〕、洞谷紹瑾和尚上足也。師之道儀、達後醍醐上皇叡聞、降施甚渥多。嘉暦年中ニ創ニ七堂伽藍、塔頭寮舍構于四方、其勝地隱無御坐候。上古之仏殿本尊釈迦文仏之像、脇立迦葉・阿難之像、并玉泉院様被遊ニ御寄進ニ法衣九条之袈裟、于今在ニ之候。越中國裏一宗中之旧寺、並も無ニ御坐ニ候。中年逢ニ亂世、没落或煙燒、既及ニ廃頽。漸結ニ草廬、而今安ニ置於本尊仏像・開山始祖之木像ニ成候。因茲、前住呑堯長老代ニ、以ニ横山大膳殿御取次、右古跡之由緒具相立、微妙院様御耳処ニ被ニ為聞召。分寺地構之内、草高拾壠石、物成六石八斗之所為ニ寺領ニ御寄附之御一行、被為ニ下置ニ被ニ頂戴ニ候。而則次之住持日宣長老、客殿一字被ニ致ニ連立ニ候。然所ニ同代慶安二年ニ訴人罷出、光禪寺屋敷ニ隠ニ田地ニ御坐候旨申上候故、御檢地被ニ仰付ニ候ヘハ、高壠石九斗四升五合御打出。其以後、增高手上高在ニ之、武石七斗九升ニ成。其上、明暦式年より

年号日付。

光禪寺、在判。

## 瑞龍寺。

という記載が存しております、明暦二年（一六五五）以降の書き上げであるが、江戸初期における光禪寺の消息が知られて興味深い。

（8）現今の大師堂の本尊も木造の釈迦如来坐像・迦葉立像・阿難立像という釈迦三尊であり、寄木造・玉眼・漆箔のものであるが、『（平成六・七年度）水見市寺社調査報告書（臨済宗国泰寺派・浄土宗・日蓮宗・高野山真言宗・曹洞宗の部）』においては、ともに江戸期の作と推定されている。おそらく往古の光禪寺の釈迦三尊像を何らかのかたちで継承しているものと推測される。

（9）護良親王が七堂伽藍を建てて祈願所とした記事は、註（15）に示す光禪寺に所蔵される「海慧山光禪寺鎮守唐鳴辨財天畧縁記」に窺うことができ、この記事も「越中古文書」の「水見光禪寺書類」に収録されている。

（10）『禅学大辞典』の「こうせんじ光禪寺」の項には、

（寺）曹洞宗。山号海慧山。富山県水見市中町にある。嘉暦二年（一三二七）または暦応元年（一三三八）頃の草創。開山は明峰素哲。兵部卿親王が七堂伽藍を建立して祈願所

寺領高町並地子定納引ニ御直シ被ニ下分六石八斗より為ニ口米五斗四升四合被ニ召上、都合米武石九斗五升四合、春秋之夫銀十武匁五分充、去暮迄指上来候事。

一、（中略）

とし、足利尊氏は境内と寺領を寄進した。中世に兵火にかかりたが、元禄年間（一六八八—一七〇三）、一九世月潤義光が諸堂宇を再建。昭和一三年、再び氷見の大火で類焼し、昭和二八年復興。

と記されており、暦応元年頃の草創とする説を伝えているが、その依るところが定かでない。

(11) 紹光寺に所蔵される天保一四年（一八四三）正月に書き改められた『歴代年曆簿』によれば「前永光當寺開山壺菴至簡大和尚」について「歎應三庚辰年九月十六日遷化」とし、また「〔□□□□〕子。本州之刺史藤氏三善朝宗公、建於紹光寺、延師于為開山之祖。于茲、十有余年盛化矣。終入光孝之丈室、戢於化。建塔於洞谷、曰寶鏡菴。出瑞應超源・樹嚴柏二人。光孝・紹光・洞光・光現、是壺菴之四光寺ト云、皆開山地也」と記されている。ただし、『洞谷五祖行実』「洞谷第五祖宝鏡開基光孝二世壺菴和尚伝」では「嗣法於瑞翁超源（越中紹光寺開山）」とあって、法嗣の瑞翁超源を紹光寺の開山と伝えている。また永光寺所蔵の『血脉宗派』や『洞谷末山世系簿』などによれば、至簡は能登羽咋郡の光孝寺や越中上莊の紹光寺のほかに、能登鳳至郡の桂林山洞光寺、能登鳳至郡寺地の玉峰山光現寺、能登鳳至郡輪島の金剛山靈泉寺、飛驒吉城郡古河郷の慈広寺などを開創したとされている。

(12) 『（平成六・七年度）氷見市寺社調査報告書』の「曹洞宗」の「紹光寺」の箇所には「木造開山壺庵禪師坐像」について、

木造開山壺庵禪師坐像 一軀 八〇・〇 寄木造 玉眼  
衣部茶褐色漆 肉親部白色仕上げ 応安二年

とあり、寺録に「三世代ナラン自作応安二年」とあることから、第三世の梅庵至芳によつて北朝の応安二年（南朝の正平二四年、一三六九）に雕刻されたものと推定されている。なお、この至簡の尊像は昭和五三年（一九七八）に氷見市の市指定文化財となつてゐる。

(13) 『能州洞谷山永光寺四派本院住山記之写』によれば、第六世、松岸和尚、諱旨因。嗣法明峰和尚。加賀州人事。

と記されており、松岸旨淵が永光寺の第六世住持に就任していることが知られ、實に瑩山下の四門人以外では旨淵が初めて法孫として入院している。ちなみに光禪寺の世代として第五世の宝国宗珍（？—一四四六）が永光寺第三七世に、第六世の覚窓守勲（守勤とも、？—一四五八）が永光寺第七六世に、第一四世の格堂總逸（曹逸とも、？—一六二四）が大乘寺第一六世と永光寺第四六五世にそれぞれ陞住している。

(14) 監寺とは看司とも記され、監院のことを指しており、文字どおり住職の下にあつて寺院を統御する、寺院の一切の事務を総監する要職である。『禪苑清規』卷三「監院」に「監院一職、總領院門諸事」と記されている。

(15) 光禪寺に所蔵される「海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁記」の全文を示すならば、

海慧山光禪寺鎮守唐嶋辨財天畧縁記。

一、北越の海濱に勝槩之地多しといへとも、就中て有磯の浦岸を去こと数百歩許にして、滄波に出没し、高浮ことくなるものは、唐嶋なり。此しまの地と共に開けて幾千載といふ事をしらす。蓬萊の住嶋を縮めてその絶興云へからす。辨財天女、跡を垂れて五濁海中に衆生を救済し玉ふ、宜哉。生死長夜の曉には、波のうらうら真如の月を渡し、無價の宝珠を擎け、和光同塵の神慮をめぐらし、また奇岩怪石はるかに座煙をへだてて風生し雲起る千態万状、虎のことく龍のことし。浪に吼へ岸に怒て惡魔降伏の威徳をあらはす。一葦の舟航に掉し、嶋下を悠々一匝するときんハ、漸一里ニ不足。十洲三嶋天宮仙洞、多端隠幽、趣を此間に見ることを得たり。希有不可思議、甚靈境なり。一塵普含無辺の法界をといふ、また怪にたらざるもの乎。伝聞、弘法大師、北遊の昔し、天女の尊像を彫刻し、嶋上に奉安し、又嶋畔の岩角に願主地藏尊の像を手自ら創成して、于レ今現在せり。中古、光禪開祖明峰禪師、行脚の日、參籠して無上最尊法寶を收得せんことを祈誓玉ふ。靈感不<sub>レ</sub>虚、果して洞上の正燈を嗣続して後、三国伝來一寸八歩闊浮檀金天女の尊像を求め得て、便ち嶋上に奉安し、攸を相して水見岸畔に草を挿み、偃息の処となす。唐嶋、鬼門に當るをもつて鎮護社となし、接化利生愈弘し、檀信帰崇して道香む。よつて繁をかり缺を補て為<sub>レ</sub>之畧記。

告文化元年甲子林鐘穀旦、前住光禪幻如庵叟、

落毫於大乘碧岩室中。

〔湛堂〕「

となり、この文書も『越中古文書』の「水見光禪寺書類」に収録されている。「前住光禪幻如庵叟」とは光禪寺第三一世の如意庵湛堂のことであり、ここでは肩書きが前住とあるから、文化元年（一八〇四）林鐘七月当時はすでに住持を退いて加賀大乗寺の碧岩室に閑居した身であつたことが知られる。光禪寺所蔵

『大般若經』六〇〇巻は寛政四年（一七九二）に施主祖苗の發願により奉獻されたもので、ときに住持は湛堂の代に当たつて

おり、一二箱に格納保管されている。同じく光禪寺には血書『大乘妙典』八巻が所蔵されているが、その第一巻の末尾にも、

寛政九年夏、在高場村栄林禪菴、醍醐經一部、某甲謹

拝写、奉<sub>レ</sub>鎮<sub>ニ</sub>越中射水郡水見海慧山宝藏。湛堂代。

という記載が存している。この『醍醐經』は寛政九年（一七九七）夏に書写されており、各巻には施主とその地名が記されている

が、これらも湛堂の代になされたものであることが知られる。なお湛堂は文化二年（一八一四）一〇月一六日に示寂してい

る。

(16) 『水見市史』「中世」の「鎌倉新仏教の勃興」の「曹洞宗の發展」によれば、

力・法驗によつて支那からおくり届けられたものだという。その伝説によると、ある年ある日、中国の金山寺に大火災があつたとき、明峯の法力によつて、海をへだてた金山寺の火災をけしとめることが出来た。そのお礼に唐島と南京の鉢を唐からおくつてきたのだという。唐島は今も水見の海上にうかび、青磁の南京鉢は今も光禪寺の寺宝として秘蔵されている。

という伝承が存したことが知られる。明治四二年（一九〇九）九月発行『水見郡志』第八章「名勝旧蹟」にも、

唐島。水見町沿岸を距る十余町の海中にあり。周囲五六十町、奇岩怪石、起伏一ならず。崖樹青蒼の間に辨財天・一面観音の二祠あり。往古、雪島と称し、雅客賞遊の地たりき。元徳二年（紀元一九九〇）水見光禪寺開祖素哲和尚の弟子大智、唐土に遊学し、帰朝後、此島に参籠せしより、後人呼ひて唐島といふ。

とあり、一説に素哲に法を嗣いだ祇陀大智が入元帰国した後、水見沖の小島（もと雪島）に参籠して坐禅三昧の生活をしたため、島は唐島と名づけられて光禪寺の寺領となつたとも伝えられ、光禪寺鎮守の觀音菩薩前立辨財天が祀られている。

(17) 光禪寺の飛び地の境内である唐島には木造辨財天坐像が三軀所蔵されている。一木造で像高六センチの尊像はもと唐島の弁天堂に安置されていたものであり、寄木造で像高二一センチの尊像は「出開帳の弁天」と称されており、また寄木造で像高七

○センチの尊像がやはり唐嶋の弁天堂に安置されている。ただし、いすれも江戸期の作とされ、すでに素哲が一生所持の辨財天像は伝えられていない。辨(辯)財天は梵語で Sarasvati サラスヴァターテー、薩囉薩伐底。弁才天・弁天・大弁功德天とも称され、無礙の弁才で仏法弘通を図る夫人として護法の天女とされる。日本では財宝の神として信仰され、後世は七福神の一として知られる。もと河の女神として妙音と弁才が河流の音にちなむことから、水との因縁を重んじて川辺や海辺など水辺にまつられることが多い。

(18) 運良と唐嶋との関わりについては、拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗（中）——加賀大乗寺と笠山紹瑾を踏まえて——」（駒澤大学仏教学部論集）第二九号）の「日々の奇瑞と逸話」の箇所を参考照。

(19) 越中射水郡乱橋（いま氷見市宮田）の慈広山仏心寺に所蔵される法燈派（国泰寺派）の寂岸心光（神会禪師、？—一三六五）が誌した『越之中州摩頂山國泰開山恵日聖光國師清泉妙意禪師行錄』によれば、  
永仁四年夏末、師歲廿三、聽有北陸洞曹風致、頂破笠  
瘦藤、到越中州關野、隨流瞻風、有二上權現、山林  
鬱密深沈、山色自現、清淨身、溪聲更演、廣長舌。至神  
前懇禱、禪坐通曉。透過守山鄉、蹈遍冰見庄、双觀  
海濱勝景、或泛艇或航島、尋壑經丘、逍遙掩留浹旬、  
菖蒲洞嵐稍堪相勘。

とあり、永仁四年（一二九六）に越中射水郡閑野の二上山（二上権現）に到った法燈派の慈雲妙意（清泉禪師・惠日聖光國師、一二七四—一三四五）もまた氷見莊に足を延ばして海浜の勝景を好み、島にも航したことを伝えているから、おそらく唐嶋に赴いているものと推測される。

(20) 光禪寺に所蔵される「木造地蔵菩薩立像」一軀は像高五五センチ、一本造りの尊像で、「（平成六・七年度）氷見市寺社調査報告書」では平安後期の作と推定されており、平成二年（一九九〇）に氷見市の市指定文化財となっている。

(21) 藏王権現については、役行者神変大菩薩一三〇〇年遠忌記念「役行者と修驗道の世界——山岳信仰の秘宝——」（大阪市立美術館編）の「藏王権現の姿・形」と「伝説の尊像、藏王権現」を参照。

(22) 「越中古文書」の「氷見光禪寺書類」には、

當時唐嶋ニ有ルハ、鬼門守護ノ大鎮守唐嶋大弁才吉祥天女・大悲觀世音菩薩・弘法大師・地藏尊也。境内鬼門守護者、像王大権現、大鎮守トシテ古來ヨリ之通リニ大切ニ可相守事。

印　印　印　道宗書。（花押）

という道宗が記した文書も記されているが、これはもともと光禪寺に所蔵されている「光禪開山老和尚行業記」「光禪二代和尚小行実記」を合綴した横巻一軸の末尾に付される記載である。唐嶋には鬼門を守護する唐嶋辨財天のほか大悲觀世音菩薩と弘

法大師と地蔵菩薩の各像が祠られ、光禪寺境内にはやはり鬼門

守護の像王大権現が古来より祠られていたことが知られる。この記述によれば、像王大権現と地蔵菩薩は全く別のものということになろう。これを記した道宗については世代に該当者が存しないが、印鑑の部分が原本では「一華開五葉」「洞山正宗」

「春山正吐緑四衆自作群」となつており、また両史料の中間に置かれた全源亮湛の花押の後には「釈氏春山」の印が押されていて、これは亮湛や寂庵道光のものではなく、史料の継ぎ目に道宗が自らの道号として捨て印のことく押したものと見られる。道宗とはおそらく光禪寺第三八世の春山道雲（？—一八三六）

のことを指しており、道雲は自らの道号である春山にちなんで、「春山正吐緑四衆自作群」や「釈氏春山」の印を用いているのではないかと推測される。ちなみに寺伝によれば、道雲は天保七年（一八三六）一月一八日に示寂している。

(23) 経行とは『林間錄』巻上の「菩提達磨」の章に、

菩提達磨、初自<sub>レ</sub>梁之<sub>レ</sub>魏、經<sub>ニ</sub>行於嵩山之下、倚<sub>ニ</sub>杖於少林、面壁燕坐而已、非<sub>ニ</sub>習禪<sub>ニ</sub>也。

とあるように、諸地を遊行して通過する意であろう。

(24) 『曹洞宗文化財調査目録解題集4』（中国管区編・四国管区編）（曹洞宗宗務庁刊）の「山口・禪昌寺」の典籍に明和五年（一七六八）に山口禪昌寺の独住一四世である天然隨明（？—一七八九）が撰した『法幢山禪昌寺由來開山世代聯名年譜』一巻が存しているが、そこに開山の慶屋定紹について、

開山慶屋定紹和尚。

一、從<sub>ニ</sub>開基応永三丙子年、至<sub>ニ</sub>當明和五戊子年、三百七十三年。

一、開基大檀那大内（十八代目）義弘侯。

一、能州之產、長谷部信連之子孫。  
一、加州大乘寺明峯和尚之弟子。從<sub>ニ</sub>加州大乘寺徹山和尚傳法。

と記されている。定紹は能登の產で長谷部信連の子孫とされている。長氏は奥能登の中央部から西部で地頭職であり、長谷部氏の後裔に当たつてている。

(25) 『越中古文書』巻一〇「氷見光禪寺書類」に載る「光禪寺所蔵品等」の全文はつぎのことくである。

光禪寺所蔵品等（四月廿二日）。

一、弘法大師筆（中央三千體不動ノ画、繞リニ梵字）。一幅。

一、道元禪師和歌（原騏園筆、享保壬寅）。一巻。

一、興聖寺再興記（中院通村卿作、原元眼筆、享保壬寅）。一巻。

一、絵巻物（狩野一、筆、無落款、人物山水）。一巻。

一、聖徳太子木像（太子御自作ト云伝、作甚精巧。当山

中興和尚、南部へ巡化ノ際、牛瀧源吾ヨリ拝領シ來レル像ナリト、明細帳ニアリ）。

一、十六羅漢画像 〈狩野畔幽斎筆トアリ〉。十六幅。

一、微妙公御画像。壹幅。

御官服坐像也。

一、当山開祖執持払子。壹。

開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト。

一、青磁鉢。 同上。

一、同花瓶。 同上。

一、大佛頂首楞嚴神咒 〈開山和尚筆〉。壹冊。

一、辨道話 〈道元禪師筆ヲ模写セシ物ナリ〉。壹冊。

一、仮名法語 〈明峯和尚作并筆〉。壹幅。

卷末ニ建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書トアリ。

別ニ享保中写シノ横巻アリ。

一、巖竹ノ傍ニ童子ノ図 〈落款、素哲筆、印。明峯和尚筆〉。壹幅。

黄檗南源贊。

(26) 光禪寺所蔵の箱書きには「當山開祖御執持拂子」とあり、箱書きの裏に「此之内、開山大師之書印納置者也。天保三辰年四月十六日」と、裏蓋の底には「天童山ヨリ龜毛拂子、開山傳來」とそれぞれ記されている。払子は全長七六センチ、毛長五一センチとなっている。

(27) 水見市寺社所蔵文化財調査委員会編 〈平成六・七年度〉水

見市寺社調査報告書」の「曹洞宗」の「光禪寺」の箇所には、

青磁象炉 一口 総丈一四・〇 明時代

青磁双魚文鉢 一口 径二八・五 高六・〇 明時代

青磁花瓶 一口 総丈二五・〇 年代不詳

と記されており、いずれも素哲の示寂後に当たる明代（一三六八—一六四四）初期の作と伝承されている。

(28) 光禪寺所蔵『大佛頂首楞嚴神咒』袋綴一冊は縦一五センチ、横二二・五センチで、裏扉に「海慧山光禪寺什宝物、當寺開山明峰哲老古佛御真書楞嚴神咒、大切守護可仕事」と記されて開山素哲の真筆と伝承されている。また袱紗には「享保二龍飛強圍作□夷則解制日、廻宗僧寄附焉。開山之法語之複紗。一如代」とあり、享保二年七月十五日に第二一世の一如孝順が記している。

(29) 通幻派の普濟善救（一三四七—一四〇八）が書写した新出の禅林寺本『能州洞谷山永光禪寺行事次序』（単に「洞谷清規」または「瑩山清規」と略称）などによつて『大佛頂首楞嚴神咒』の引用を見てみると、年中行事では涅槃会・降誕会・衆寮諷経・楞嚴会・永平開山忌・大乘開山忌・達磨忌・成道会・除夜などで読誦されていたことが知られるから、当然、素哲もこれを常用していたはずであろう。なお『普濟禪師語錄』卷下所収「普濟禪師行記」や『普濟救和尚法語』所収「普濟善救和尚行状」などによれば、善救も加賀河北郡英田の巨族（盛族）藤原氏の出身とされ、素哲と同じく富樫氏の一族と推定される。

(30) 道元が洛南深草の觀音導利院において「辨道話」を撰したのは

南宋より帰国して四年を経た寛喜三年（一二三一）中秋のことであり、このとき書かれたものをとくに草案本と称しており、後に改訂したものが一般に流布本として知られている。その草案本『辨道話』は岩手県水沢市黒石の大梅拈華山円通正法寺に所蔵される『正法眼藏雑文』一冊の中に収められているが、その末尾には、

于時寛喜辛卯中秋日 御帰朝以来四年後也 入宋伝法  
沙門住観音導利院道元記。

于時元徳四年（壬申）正慶（改元）十一月七日、於能

州洞谷山永光寺知賓寮西窓書写畢。旨國記。

という奥書が存しております。元徳四年（一二三二）十一月七日に永光寺知賓寮において旨国によつて書写されたものであることが明記されている。ここにいう旨国とは筆写段階での誤記で、正しくは旨因すなわち素哲の法嗣である松岸旨淵のことを指しているものと推測される。旨淵は光禪寺の第二世となつてゐるほか、永光寺の第六世にも就任していることから、當時、光禪寺に住持する傍ら、素哲が住持していた永光寺に赴いて『辨道話』を書写する機会にも恵まれたのではなかろうか。旨淵の書

写した草案本『辨道話』の筆写が一本であつたとは限らないことから、あるいは写本の一本が光禪寺にも秘蔵されていたかも知れない。なお『正法眼藏雑文』に収める草案本『辨道話』は正法寺独住第七世の寿雲良椿（？—一五二六）が出羽（山形県）山形の登鱗山龍門寺に所蔵されていた総持寺伝法庵所伝系

の写本を書写したものである。詳しくは『曹洞宗宗宝調査目録解題集2「東北管区・北海道管区編」』の「岩手県正法寺」の箇所を参照。

(31) 光禪寺に所蔵される伝素哲の仮名法語には箱書きに「當寺開山大和尚假名法語、一軸」とあり、縦五五・三センチ、横一八・四センチとなつてゐる。建武三年正月一五日に洞谷素哲が記したことになつてゐるが、書体などからすると明らかに後世の筆跡とみてよく、おそらく一如孝順が広福寺で実際に書写してきた元のものではなかつたかとも推測される。

(32) 「智首座に与ふる法語」は素哲が大智の請に応じて書き与えた仮名法語であり、素哲自筆の原本が熊本県の広福寺に所蔵されている。素哲は奥書において、

智座元禪師の請に因り、聊か仮名の法語を与う。時建武三年丙子正月十五日、住洞谷素哲書。〔花押〕

と記しております。永光寺住持として首座の素哲に付与したものであることが知られる。『曹洞宗全書』「室中・法語・頌古・歌頌・寺誌・金石文類」に「智首座に与ふる法語」として収録されている。

(33) 享保年中に書写した横巻とは現今も光禪寺に所蔵され、原本は軸装にされて「明峯禪師仮名法語」とあり、縦二八・九センチ、横一二九・七センチで、末尾に、

此法語者、肥後州石貫鳳凰山広福寺室中秘在之真筆也。

時享保二丁酉三月廿五日、現住光禪一如拝写。〔花押〕

と記されている。この点は「〔平成六・七年度〕氷見市寺社調査報告書」の「曹洞宗」の「光禪寺」の箇所にも、

建武三年住洞谷素哲法語書写（一如孝順写）一巻 享保二年三月

と記されており、第一一世の一如孝順が享保二年（一七一七）三月二十五日に実際に肥後石貫の広福寺に出向いてか書写したものであるらしい。

（34）「竹童図」一幅は紙本に墨書きで描かれ、画の右下に「素哲筆印」と記されており、光禪寺では「光禪開山明峯素哲禪師真画」と伝承されている。この画の上部に黄檗宗の南源性派が、

「洒水東派」

寒巖晦跡、草木生香、形像脱落、猶如風狂。洒雪吟風三百天、清溪流出舌頭長。

黄檗南源派謹題。〔性派之印〕〔釋氏南源〕

という贊を付している。「竹童図」が眞に素哲の作なのか否かは定かでないが、少なくとも性派が贊を付した江戸初中期には素哲の親筆として久しく伝承されていたは疑いなかろう。ほかに光禪寺には室町期の作と推測される絹本着色の「千体不動図」一幅、江戸期に描かれた「瑩山禪師画像」一幅や「月潤禪師画像」一幅などが所蔵されている。

（35）「仏林恵日禪師行状」によれば、

丈室之後、翠屏列峙、巖泉倒懸、阿闍大明王現忿怒之相於飛州之中、光焰一道然、瀑雪以爍々。寺衆無識者、唯

師時々目擊、能作丹青之戲、臨入筆端三昧、雖國工不能敵也、靈驗昭々于世矣。（中略）加州大野尼寺、忽罹回禄、有自画且讚觀自在像、在於列焰堆裡、人以爲燒失。後觀之、幘子燬却、慈像并讚自若。舉衆異之。即讚曰、弘誓湛海、威德重山、遍刹悲体、同塵慈顏、天堂地獄、分身一般、乾坤内外、轉生無間。半甲一鱗、應光空劫、或妃或童、垂迹亂髮、春入千林、華處々發、應物現形、如水中月、云々。

（36）南源性派（良衍・松泉）は福州（福建省）福清県の出身で俗姓

は林氏、明末の崇禎四年（清の天聰五年、一六三一）に生まれている。郷里福清県西南の黄檗山万福寺に投じて隱元隆琦に参学して臨濟の宗旨を究め、承応三年（一六五四）に隆琦とともに東渡して長崎に到つてはいる。その後も隆琦に随従して山城（京都府）宇治の黄檗山万福寺の創建に尽力し、隆琦の示寂して後は語録や年譜の編集に尽力している。延宝八年（一六八〇）秋に摂津の天徳山国分寺に晋山し、河内の正興寺などに住持している。性派は黄檗山万福寺の住持には就いていないが、山内に華藏院を建て、また輪番によつて開山堂の塔司なども勤めた経緯が存する。元禄五年（一六九二）六月二十五日に世寿六二歳で示寂している。語録・詩文集として『天徳南源禪師語録』二〇巻、『南源禪師芝林集』二四巻（欠本あり）、『南源禪師藏林集』

六巻一冊、『鑑古錄』三〇巻などが存し、伝記史料としては仙

門淨寿（茂泥子）が撰した『檗宗譜略』に「天徳山国分寺南源派禪師伝」が存し、『黃檗東渡僧宝伝』巻上にも伝が存している。性派が素哲の絵に贊を付したとすれば、黃檗山に寓居した時期から示寂するまでの間ということになろうか。当時の光禪寺の住持は第一九世中興の月潤義光に当たるであろう。

(37) 館残翁『明峰大智尊皇遺芳』の「明峯禪師開創示寂の遺蹟たる光禪寺史」には光禪寺に所蔵される「明峯禪師花押」を載せた後、「永光天海和尚消息」として、この文書を伝えている。館氏はこの文書について「第二十二世寂菴道光の時、永光果天海・永光第〔 〕一世、永光寺藏する所の明峯禪師の印顆一個を分贈し、是を光禪寺の重宝たらしむ。今、光禪寺に重襲し秘藏して、明峯禪師の其貌郁たる余香を挙す」という注記を付している。天海道果は若狭（福井県）の人で、享保九年（一七二四）四月より享保一三年（一七二八）七月まで永光寺の第四八八世に住山している。道果と寂庵道光の系図を示すならば、

円山道白——月潤義光——全源亮湛——寂庵道光  
〔明州珠心——密山道顯——天海道果（道高）

となり、同じ明峰派円山下の曾孫に当たっている。道果は永光寺に所蔵されていた素哲の花押の御印一箇を享保一年（一七二六）八月一三日に光禪寺の道光のもとに付与しているのであるから、まさに永光寺住山期と年時が合致している。

(38) 光禪寺に所蔵される「呑堯和尚上書」として、

上訴。

水見庄海惠山光禪寺敬白。

右旨趣者、雖<sub>ニ</sub>荒唐野寺、來稔夏之孟、致<sub>レ</sub>勵<sub>ニ</sub>于江湖執行。□異鄉同邦、無<sub>レ</sub>貴無<sub>レ</sub>賤款塞。雖<sub>ニ</sub>日來月集、無<sub>レ</sub>処<sub>ニ</sub>締<sub>ニ</sub>於一菴寮舍、鳥雲曠哉。本回首者、從<sub>ニ</sub>後醍醐院之御宇、蕩々而大乘二代永光開山瑩山和尚第一之法弟子明峰和尚開闢之地、淨住寺・惣持寺為<sub>ニ</sub>股肱羽翼之舍那、而一天四等之為<sub>ニ</sub>本寺者也矣。上古者有<sub>レ</sub>幸、而舍那道場、七堂大伽藍、依然在矣。仏前之鉢磬、報<sub>ニ</sub>乎子午矣。鐘樓華鯨、吼<sub>ニ</sub>乎晨昏、而梵音高報、參者近唱矣。而下瓜瓞綿々、僧翼不<sub>レ</sub>倦、寺声無<sub>レ</sub>翅飛矣。鳳僧來入<sub>ニ</sub>禪林、而雖<sub>ニ</sub>叫<sub>ニ</sub>倫言、迨<sub>ニ</sub>中年、不幸而逢<sub>ニ</sub>於亂世、無<sub>レ</sub>道節<sub>ニ</sub>而成<sub>ニ</sub>廢壞、况又以來寺領寄進乎、痛哉。仏閣道場雖<sub>ニ</sub>減却、禪機之法未<sub>レ</sub>乾。故繼<sub>ニ</sub>鼻祖、雖<sub>ニ</sub>發<sub>ニ</sub>開於洪基、興<sub>ニ</sub>於江湖、作<sub>ニ</sub>野寺、良當而俟<sub>ニ</sub>朝之薪於風、トニタ之羹於藜。是誰識<sub>ニ</sub>儂願、唯任<sub>ニ</sub>於方便力而已。預所謂昔往七堂之地、近年已往作<sub>ニ</sub>地子領、無<sub>レ</sub>衆寮一字之徵<sub>ニ</sub>者也。伏乞有<sub>レ</sub>御哀憐<sub>ニ</sub>者、推<sub>ニ</sub>於山僧之鼠腸之寸懷、被<sub>レ</sub>達<sub>ニ</sub>上聞。於被地御宥許之奉<sub>ニ</sub>稽願<sub>ニ</sub>御印者、山僧開<sub>ニ</sub>宿望於一時、又逮<sub>ニ</sub>末世。御寄進之情、精何事、豈如<sub>レ</sub>之乎。因<sub>レ</sub>茲呼<sub>ニ</sub>万歳山<sub>ニ</sub>者、爾云。仍上訴如<sub>レ</sub>件。

酉ノ夷則廿八日、

呑堯。（花押）

安房守殿。

山城守殿。

という鳳谷呑堯（？—一六二七）が元和七年（一六二二）七月二八日に記したと見られる文書を載せており、この文書は『越中古文書』卷一〇「氷見光禪寺書類」や館残翁『明峰大智尊皇遺芳』「光禪寺史」にも収められている。ここでは光禪寺が永光寺第二代の素哲によつて開闢され、淨住寺や總持寺に次ぐ一天四等の本寺であることが示されている。呑堯は光禪寺の第一五世で前中興とされ、永光寺の第四七七世ともなつてゐる。

(39) このほか光禪寺には元禄一五年（一七〇二）五月の日付を有する「光月潤代写」の「開山置文の次第」一通も伝えられているが、これは光禪寺中興の月潤義光が永光寺に所蔵される瑩山紹瑾の置文を書写したものであり、残念ながら素哲に関するものではない。

(40) 利家の画像について『（平成六・七年度）氷見市寺社調査報告書（臨済宗国泰寺派・浄土宗・日蓮宗・高野山真言宗・曹洞宗の部）』においては

「前田利家画像」も光禪寺所蔵で市指定文化財である。供養像として描かれ、神像形式の画像である。利家の画像は七幅知られているが、石川県、蓮江寺所蔵本は、利家夫人芳春院の求めによつて描かれ、慶長四年（一五九九）大徳寺一二四世先浦宗賢の贊がある。この画像が没後まもなく描かれた画像として知られるが、この蓮江寺本を定本として描かれたのが光禪寺本であろう。同様形式のものでは、金沢市・燈明庵所蔵等があげられる。光禪寺本は加賀三代

藩主前田利常が藩祖利家菩提のために寄進したものと伝えられる優品である。

（41）光禪寺開山堂に安置される「木造開山明峯禪師坐像」一軀は像高一〇八センチ、桧の寄木造で玉眼・彩色の尊像であり、写実性に富む堂々たる風格を有してゐる。氷見市教育委員会の調査では曲様の作風から江戸期の作と推定されているが、あるいは中世以来の尊像を補修したものかとも見られ、いずれにせよ往時の素哲のすがたを模造復刻していることは疑いなかろう。

(42) 流布本『洞谷記』においてもやはり「明峰和尚置文」として、若干ながら字句の異同が見られるものの、

加州大乘・能州洞谷両寺住持職之事。

右彼住持職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談合而抜<sup>ニ</sup>出嗣法小師之中其機用之仁<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>住持<sup>ニ</sup>者也。

此外諸寺之事。

加州分、願成寺・仲興寺・僕徳寺・崇禪寺・大会寺・西光寺。

能州分、慧恩寺・円光寺。

異本如<sup>レ</sup>次。

加州分、能州願成寺・加州仲興寺・能州僕徳寺・崇禪

寺・加州大会寺・加州西光寺。

能州分、道興寺・惠恩寺・円光寺。

越中分、光禪寺。

右彼諸寺坊主職者、嗣法小師並伝戒小師・受業小師、同心談合而択出其機用之仁、可レ令ニ居住者也。子孫固可レ守ニ此旨、為ニ永代龜鏡記之。

觀應元年庚午三月廿三日。

住大乘素哲御判。

としてほぼ同内容の記事を伝え、異本との異同も記している。

(43) 素哲の晩年にすでにそのゆかりの寺院として加賀の地に仲興寺・大會寺・西光寺が、能登の地に願成寺・僕徳寺・崇禪寺・道興寺・惠恩寺・円光寺がそれぞれ建立され、明峰派の嗣法・伝戒の弟子たちが居住していたらしいことが知られる。その中で伽藍が現今にまで維持されているのは加賀金沢（いま金沢市瓢箪町）の菅原山崇禪寺と能登羽咋郡徳田（いま羽咋郡志賀町館開）の法林山道興寺にすぎず、その他の寺院はすでに廃絶して久しい。

(44) 玄路統玄（？—一三八八）は郷閥や俗姓などは定かでないが、永光寺の素哲に参じてその法を嗣ぎ、加賀河北郡に永安寺を開いて素哲を開山に請して自ら第二世となっている。素哲の示寂に際しては看病に従事し、示寂後は三年間を喪に服したとされている。門下の宝山宗珍（道号は宝国、法諱は崇珍とも、？

一一三九五）は敦賀の曹紹山永建寺を開き、その門流は出羽（山形・秋田の両県）の地に展開しており、玄路派として明峰十

二門派の有力な一角を形成している。永建寺などの寺伝によれば、統玄は北朝の嘉慶二年（南朝の元中五年）一一月五日に示寂したとされる。

(45) 『宗門聯燈会要』卷二「澧州夾山善会禪師」の章に、

師問ニ僧、甚出來。云、洞山來。師云、有ニ何言句。云、尋常許ニ人三路學、玄路・鳥道・展手。師云、實有ニ此語那。云、然。師云、軌ニ持千里鈔、林下道人悲。

とあり、洞山良价が示す「洞山三路」が取り上げられ、玄路・鳥道・展手の三路のひとつに玄路が挙げられている。

(46) 「礼拝得體」の話頭とは『景德伝燈錄』卷三「第二十八祖菩提達磨」の章に、

乃命門人曰、時將至矣、汝等盍各言所得乎。時門人道副對曰、如ニ我所見、不執ニ文字、不離ニ文字、而為ニ道用。師曰、汝得ニ吾皮。尼總持曰、我今所解、如ナ慶喜見ニ阿闍佛國、一見更不再見。師曰、汝得ニ吾肉。道育曰、四大本空、五陰非有、而我見處無ニ一法可得。師曰、汝得ニ吾骨。最後慧可礼拝後、依ニ位而立。師曰、汝得ニ吾髓。乃顧ニ慧可ニ而告之曰、昔如來以ニ正法眼付ニ迦葉大士、展転囑累而至ニ於我、我今付ニ汝、汝當ニ護持。

として載る機縁であり、「達磨皮肉骨髓」「二祖得體」の古則とも称されている。

(47) 分身とは仏・菩薩が慈悲をめぐらして有縁の衆生を化導するために種々のすがたに身を分かち、仮のすがたをとつて世に現わ

れることであり、化作された身体としての化身に当たる。ただし、ここでは一つの身体が二つ以上に分かることであり、素哲が実際に身を三つに分けて現じたことをいう。『景德伝燈錄』

卷二七「明州奉化県布袋和尚」の章に、  
梁貞明二年丙子三月、師將示滅、於巖林寺東廊下、端坐磐石、而說偈曰、彌勒真彌勒、分身千百億、時時示時人、時人自不識。偈畢、安然而化。其後他州有人見師、亦負布袋而行。於是四衆競圖其像。

という布袋和尚契此（長汀子、？—九一六）が示寂した後に分身した故事が伝えられており、後世の中国において布袋和尚は弥勒菩薩の化身として信仰されている。

(48) かなり意味合いが違うが、『宗門聯燈会要』卷二〇「筠州洞山良价禪師」の章に、

僧問、三身中阿那身説法。師云、吾常於此切。僧後問曹山、洞山道、吾常於此切、意旨如何。曹云、要頭便斫將去。又問、雪峯。峯以拄杖劈口拄云、我也曾到洞山來。

とあり、仏陀の三身説法に関する問答がなされている。

(49) 「倩女離魂」の古則とは『無門閑』第三五則に、

五祖問、僧云、倩女離魂、那箇是真底。無門曰、若向者裏悟得真底、便知出殼入殼、如宿旅舍。其或未然、切莫亂走。驀然地水火風一散、如落湯螃蟹七手八脚。那時莫言不道。頌曰、雲月是同、溪山各異、万福

万福、是一是二。

と記されている。『剪燈新話』に載る故事で、興陽の張鑑の末娘であつた倩女があるとき魂と肉体が分離し、一人の倩女は王宙と結婚し、もう一人の倩女は病床に伏していたが、その二人の倩女が一つに合体したという物語りである。

(50) 大乘寺所蔵の「大乘三代明峰禪師不安并喪記之序」一巻一冊

は石川県立美術館に寄託されており、具体的な編集者の名は伝えられていないが、素哲の示寂から葬儀の次第を門人らが記録に残したものであつて、葬儀の仏事次第・祭奠次第・送亡役人

次序・送亡行列略記などが克明に記されている。『宗学研究』第一五号に全文が掲載され、『続曹洞宗全書』「清規」の「喪記集」に『明峯素哲禪師喪記』の題目で收められている。また館

残翁氏が昭和一一年（一九三六）に撰した『明峰禪師送亡略記並同人名考』の考証が存する。

(51) 愛知学院大学図書館所蔵『禪林雅頌集』「逝偈」に載せられており、詳しく述べ田島柏堂「新資料禪林雅頌集の研究」（愛知学院大学文学部紀要）第一・第二巻）および同氏「新出資料による禅僧の「遺偈」の研究（上）（下）——『禪林雅頌集』所収——」（愛知学院大学禅研究所紀要）第二・第三号）に考証が存する。

(52) 『道元和尚廣錄』卷一〇「十二時頌」の「平旦寅」にも、而今瞞自未能得、六耳七穿八穴聴、無口鐵鎚纔出氣、大氣剛道悟明星。

とあり、七穿八穴とは、どこもかしこも滅茶苦茶に穴だらけに

する意である。

(53) 『宗門聯燈会要』卷一九「潭州道吾宗智禪師」の章に、

師見<sub>三</sub>南泉。泉問、闍梨名甚麼。師云、宗智。泉云、智不到處、作麼生宗。師云、切忌道著。泉云、酌然、道著即頭角生。

として唐代の南泉普願（王老師、七四八—八三四）と道吾円智（宗智とも、修一大師、七六九—八三五）による問答を伝えており、『道元和尚廣錄』卷二「開闢越州吉祥山大仏寺語錄」の「上堂」にも、

云、見<sub>レ</sub>仏是<sub>レ</sub>何ん<sub>レ</sub>、騎<sub>レ</sub>牛是<sub>レ</sub>覓<sub>レ</sub>牛。為<sub>レ</sub>甚如<sub>レ</sub>是。理合如<sub>レ</sub>是。智自不<sub>レ</sub>到處、切忌更道著。道著則頭角生。

という道元の説示が存している。「智不到中」とは、ことばや概念で表現するとすでに間違つてしまふところ、分別知解の届かないところを意味する。

(54) 「光明真言」は「不空大灌頂光真言」「光言」ともい、大日如來の真言で一切諸仏菩薩の總呪とい。『不空羈索毘盧遮那佛大灌頂光真言經』によれば「唵、阿謨伽、尾噓左曩、摩賀母捺囉、麼泥、鉢納麼、入嚙囉、鉢囉轍哆野、吽」とある。大日如來の不空真実の大印から光明が発生して無明煩惱を破る意で、この真言を受持する者は光明を得て諸々の重罪を滅し、宿業・病障を除き、智慧弁才・長寿福樂を得ることができ、この真言で加持した土砂を死者に散すれば、離苦得樂するとされる。

(55) 末後とは最期・臨終の意、小師とは戒律を受けていまだ十夏に満たない者のこと、転じて弟子の意に用いる。末後の小師とは示寂に臨んで最後に得度する弟子のことであり、たとえば『永平第三代大乘開山大和尚遷化喪事規記』に「延慶二年己酉八月廿二日示<sub>レ</sub>疾、九月一日、就<sub>レ</sub>法藏當院、行者不<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>大小<sub>レ</sub>都合十人、悉行<sub>レ</sub>剃頭受戒<sub>レ</sub>而令<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>僧入<sub>レ</sub>衆（末後小師）」とあり、徹通義介も延慶二年（一二〇九）八月二二日に疾を示した後、九月二日には一〇人の行者を剃髪受戒（得度）せしめて末後の小師となしている。

(56) 当時、總持寺の住持であつたのは峨山韶碩であり、館残翁『明峰禪師送亡略記並同人名考』（『大乘三代明峰禪師送亡略記人名考』とも）においても、

總持寺ハ峨山禪師ノ代ナリ。聯燈錄ニヨレハ、大源宗真力法衣ノ以付ヲ受ケシハ、貞和五年（正平四年、一二〇〇九）總持寺ニ於テ之ヲ受ク、即チ明峯示寂ノ前年ナリ。通幻寂靈カ峨山ニ謁セシハ、文和元年（正平七年、一二〇一二）ニシテ、明峰寂後三年ナレハ、明峯示寂ノ正平五年ハ、峨山必ス總持寺住山ナリト愚考ス。

と推測している。一方、このとき永光寺に誰が住持していたのかは初住・再住などの問題から明確ではないが、可能性としては三世無涯智洪・六世松岸旨淵・七世瑞翁超源などが推定されよう。

(57) 光恩寺とは能登羽咋郡萩市に存したとされ、一に孝恩寺とも称

される。松岸旨淵を開山としているが、「光禪二代和尚小行実記」によれば、北朝の延文元年（南朝の正平二年、一三五六）に能登守護の畠山氏（無藏居士）によつて創建されたとされる。

ただし、状況からすると、畠山氏の外護を受ける以前に旨淵が寺の基を築いていたものと見られる。鎌残翁「明峰禪師送亡略記並同人名考」では、

孝恩寺ハ明峰下松岸旨淵開山ノ寺ニシテ、能登国ナリ。其二世ヲ照庵智鑑トス。

とあり、孝恩寺とあるのを松岸旨淵の開いた孝恩寺のことと解している。

(58) 「洞上聯燈錄」卷二「加州法苑山淨住寺無涯智洪禪師」の章によれば、

既而謝事帰淨住。以觀應二年辛卯五月九日、書偈別衆、恬然而逝。荼毘分骨、藏于淨住・洞谷、塔曰新豊。出寂室光一人。

とあり、無涯智洪が淨住寺に帰住して示寂したこと、淨住寺と永光寺の両所に遺骨が分骨されて新豊庵が建てられたことが知られる。また淨住寺所蔵「安樂山產福禪寺年代記」によれば、北朝の貞治二年（南朝の正平一八年、一三六三）の箇所に「淨住寺寂室入滅、七月二日」とあり、この年七月二日に寂室了光が示寂している。

(59) 「大乘三代明峰禪師不安并喪記之序」に登場する安原殿・能勢殿・檀那・河原殿・新福寺殿・得田殿・富樺殿について、

明峰素哲の生涯とその功績四（佐藤）

加能地域史研究会の室山孝氏は「中世北陸と曹洞宗の発展」（『北國文華』第六号、平成二二年一二月）の「明峰素哲と明峰派諸門流」において、

素哲の葬儀の記録によれば、大乗寺の檀越として、富樺家善を指すと思われる「旦那」のほか、安原殿・能勢殿・河原殿・新福寺殿・得田殿・富樺殿の名が見える。能登の得田氏と富樺嫡家と思われる富樺殿のほかは、明確にはわからぬが、能勢殿は富樺氏の庶流で河北郡の南英田保に含まれる能勢（河北郡津幡町能瀬付近）を拠点とする一族とも推定され、あるいは素哲の出身家の可能性もある。

という興味深い見解を述べている。素哲が南英田保の能勢殿の一族としたならば、加賀河北郡の富樺氏の出身であつたことになり、また同じ英田の人とされる峨山派通幻下の普濟善救（三四七一—四〇八）とも同族であった可能性が強い。

(60) 永光寺山内には素哲の紹燈庵が東南隅に建てられたのみでなく、「洞谷五祖行実」（『御開山及四哲行狀略記』とも）によれば、瑩山下の四門人の塔頭として無涯智洪の新豊庵が西北隅に、峨山韶碩の大雄庵が西北隅に、壺庵至簡の宝鏡庵が東南隅にそれぞれ建てられていることが知られる。したがつて、これら四門人の塔頭は五老峰伝燈院とは別に存したことになるが、後世、戦国末期から江戸初期には四門人の卵塔や位牌も五老峰ないし伝燈院にまとめられたものであろう。

(61) 永光寺に建てられた塔頭が紹燈庵であつたことは確実であるが、

大乗寺や光禪寺に建てられた素哲の塔頭が明確に紹燈庵と命名されたか否かは定かでない。また大乗寺では後世、註（62）のごとく素哲の塔所として高安軒が存しており、さらに石川郡富奥村字太平寺地内には、かつて高弟の不借玄位が師素哲の茶毘の地に太平寺を開創したことが伝えられている。なお不借派と太平寺については玄位の考証の際に別に触れたい。

(62) 石川県立図書館所蔵の『貞享二年寺社由緒書上』「加州分」

の「高安軒」の項には、大乗寺の塔頭である高安軒について安清が貞享二年（一六八五）一一月二九日に記した記事として、当軒者、大乗寺三代明峰和尚之塔頭ニ而御座候。観応元年之建立、至今年三百三拾六年ニ罷成候。代々大乗寺寺内ニ罷有候得共、大乗寺屋舗狹少ニ御座候故、慶長六年より本多安房下屋敷之内申請居住仕候。

と残されている。また『昔日北華錄』卷中「富権与一向宗合戦之事」にも、

此量家、後に山代の泰信が養子となり、高安と号す、又高泰とも。法躰して淨清と号し、大乗寺明峯和尚の弟子と成り、一室を造営して高安軒と名づけ、明峯を開基とす。と記されている。これらによれば、高安軒は素哲の塔頭で觀応元年に富権量家（山代殿、法名は淨清）なる人物によつて大乗寺山内に建立されたものということになろうが、その実際は定かない。『鷹峯円山和尚廣錄』卷一四「小仏事之開光」に、

明峯和尚真像（高安軒安清請）。

当軒大坐祖師像、両点眼光日月明、只為靈源深且遠、北溟波浪自安清。

(63) 『洞上聯燈錄』卷二「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章に、

既而開法於播之永天、繼莅越之光禪、縕伍景慕、道声日起。觀応元年遷大乘、未幾輿洞谷。

と記されており、『重続洞上諸祖伝』とほぼ同文である。これによれば、旨淵は大乗寺に住持した後、まもなく永光寺に遷住（再住か）していることになろう。